

朝餉	夜御殿
盛御座	
所盤	
間鬼	
壇灰石	
廂	廂

八日一本に五日に作り下りの字あり

つかうまつり給ふ一本にし給ふさあり

聽さるゝ宣旨なり。てぐるまの、即ち盤なり、屋形車の、輪なきがごときものにて、手にて昇きゆくものをいふ。○御せうとにならずらふ。この公衡の、顯子の姪にて、鐙子といひ從兄弟の御中なるを、御兄に准せられて、御屏風、御木丁などの役を、勤められしとなり。此役の、御兄弟のすべき役なればなるべし。○ひの御座の、内裏清凉殿の身舎の、北より第二間に、東方に向ひ、御帳ある所をいふ。即ち、天皇の常におはしますところなり。○御ふすまり。御衾ねはひの役をいふ。其儀江次第に見えたり。○御だいの。御臺盤にて、やがて供御のものをいふ。○京極院の。後宇多院の御母、皇后宮信子を申す。さて、その入内の事、山のみち葉の巻に詳なれど、御衾の事見えす。されど、信子の御兄のうち、御衾のさたせる事ありしなるべし。○三が夜のもちひ。此事上に註せり。○御草鞋の。老の波の巻に註せり。さて、實兼夫妻の、女御の御父にて、舅姑なれば、これをいできて、睦たまふなり。これ、當時婚姻の慣例にて、江次第執事の儀にも、聲公入自中門、登自寢殿腋階、香取人、下階執香、伴香、舅姑相共懐臥之と見えたり。

八日御どころあらはしとて、^{伏見}うへ渡らせ給へば袖口も心ことにて、わざとなくおし
 いださる。今日は、おのゝ紅のひとへがさね、青朽葉のうはぎ、二藍のから衣なり。^{大納}
 言殿もさぶらはせ給ふ。^{伏見}うへも御だいまゐる。二位殿御陪隣、^{鐙子}女御ひは、二條殿つかまう
 つり給ふ。女御の君は、蘇芳のはり一重がさね、紅のひへぎ、青朽葉のうはぎ、赤色のから

かなへ殿印本
 ないな一本に
 り今改めつ

御つば一本に
 りおなじの三字
 印本にたりて補
 ひ本に

衣、二重おりのからのうすもの、御裳濃きあやの御袴御ぐしいとうるはしくて、盛
 にねびといのはり給へる、いと見所ねはくめでたし。御供に参り給へる人々、^{忠教}右大臣、内
 大臣、^{家基}大納言左大將、^{家教}花山院中納言權大夫、殿上人ども、あまたこゝかしこのうちはし、わ
 たどのなごに、けしきばみつゝ、群れ居たるも、艶なる心ちすべし。上達部の勅盃はて、
 後、^{伏見}内の御方の御乳母をはじめて、内侍女官ども、かなへ殿まで祿たまはる。

○御どころあらはしは。露顯ともいふ。既に上に註せり。さてこの日は、鐙子女御の宣旨あり
 し日にて、女院小傳に、永福門院、正應元年四月廿七日叙從三位、十六月八日爲女御、八月廿
 日爲中宮とあり。○今日は云々。女房どもの装束をいふ。○一條殿は。上に、母北方の御妹と
 あり。さて女御の陪膳を給へるなり。○ねびといのはりは。老成にて、よろづ問然すべき所
 なく、具備せるをいふ。○うち橋わた殿は。上に註せり。○けしきばみつゝの。様子ぶりの
 意なり。○かなへ殿は。釜殿なり。伊呂波字類抄に、釜殿、カナヘドノと見え、諸司職掌に、釜
 殿六人、毎日御湯、并御神事御湯等奉仕之、御神樂庭燎之黒松遣衛士、とあるを見れば、きは
 めていやしき宮人をいふなり。

十日の夕つ方、下大所の御らむあり。盛盤所の北の御つばへまゐる。おなじそばのまに
 て、^{伏見}内の御方御らむせらる。やがて東面より、^{顯子}女御も御らむ。二位殿、一條殿、二條殿をは
 じめて、上達部の人々、あまた候ひ給ふ。御簾のども、上達部あまたさぶらはる。いとほ

すべて云々八
人まで一本に
なし

所おほく一本
に所くごわ

世のおぼえとめてたく見ゆ。結子 後深草 公子大宮院本院東二條院皆わたらおはしまして見奉り給ふ
 さへぞやむごとなき。今日は紅のはりひとへがさぬひへきおみなへしのうはぎ二藍
 の唐衣薄色の裳すべて二十人おなじ色のよそひなり。この外おぎの女房八人白きは
 り一重がさぬ濃きひへきおなじはかま女郎花の衣にてさぶらふ。いづれとなくかた
 ちども清げにめやすし。その年の十一月八日、后の宮の御父實業右大將になり給ひるぬ
 る。おなじ廿五日正二位あたまふ。この程は大嘗會五節などのしる。前の御世に
 ひきかへて、結子 於子内親王中宮皇后宮院たちあかれく多くおはしませば殿上人をも推参の所多
 く頭いたきまでめぐりありく。その年の十二月に御門の御母三位殿院結子あり朝に准
 后の宣旨ありて同じき日の夕に玄輝門院と申す。めでたくいみじかりき。

○まことや云々。祿のいたく美なるをいふ。勾當内侍は。上に註せり。○御消息の使は。頭中將
 爲兼朝臣なるよし、上に見えたり。○殿上の口に云々。殿上の間の、入口の所にいたりて、其
 たまはれる祿の装束をおけりとなり。さて主殿司をととりて、隨身などに渡すが例なりとなり。
 主殿司の、名目抄に、主殿寮女官歟とあり。禁秘抄に、主殿司六人、近代十二人、華族幽玄、送
 日添時、今不取侍臣脱香裏無、候殿上香脱、不入御殿云々、主殿司は、美麗姿也、公人内、可稱
 神妙之職歟とあり。○後朝の御使は。録取りの翌日、早朝に、女のもとに、文を遣さる、御使
 をいふ。この事、上にも註せり。公衛の中納言は、女御鐙子の兄なれば、對面せしなり。○鞠

盃の後とは。御使に、酒を賜ひし後となり。○今出川の云々。立后あるべきによりて、其以前
 より、女御鐙子は、里第なる今出川へ、退出し給ふとなり。○節會の儀は。立后の節會をいふ。
 ○ひきうつし云々。よろづといのへ儲けて、その日をまちととりて、盛儀をつくされしとなり。ひ
 きうつしといふ意、くはしく老の波の卷に註せり。併せ見るべし。○今さらならぬ事は。今更
 とは思はれずの意なり。○つひの御位は云々。門閥の家なれば、終には、官位共に極めむ事、勿
 論なるべけれど、目下、いまだ大納言にて、大臣にも至らぬはどなるに、かく御女のとこは
 りもなく中宮になり給へるは、この上もなき、君寵を蒙りし事と思はるごの意なり。○すがや
 かは。すがくしく、滞なき意なり。○をみなへしの云々。表経青緯黄なる纏物に、裏青なる
 をいふ。○おぎの女房は。威儀をつくらふ女房なり。○いづれとなくは。いづれもくすべて
 の意なり。○あかれくは。別々にの意。○推参の所多くなり。諸宮の御使に。殿上人の參るを
 いふ。推参の事、老の波の卷に註せり。○院院あり。女院小傳に。玄輝門院、藤惜子、正應元
 年十二月十六日准三宮、四十同日院院とあり。

年かへりて正應も二年になりぬ。よろづめでたき事をも多くて、三月廿三日鳥羽殿へ
 朝觀の行幸なる。本院はかねてより、鳥羽殿にねはしまして、池の水草かきはらひ、いみ
 じうみがよられて、例のことくしきからの御船浮べられて、廿四日に舞樂ありき。廿六
 日にを歸らせ給ひける。さても去年の三月廿四日かと、常氏の宰相の女結子の御腹に、若宮後伏

二年に
なり
三本に
一本に
つに
つに
御印
御印
御印
御印
御印
御印
御印

立奉らせ一
本に立てま
らせあり
大將の下殿
半印本に
一印本に
細ひつ

いできさせ給へりしを、太子に立て奉らせ給ふ。いとかしこき御宿世なり。中宮の御子にぞなし奉らせ給ひける。おなじうの、誠にておはせましかばとぞ、大將殿などおぼしけむかし。おりの御門も、御子あまたおはしませば、坊になどおぼしけるを、ひきよぎぬる、いと本意なし。十月二十五日、後深草一院の御所にてまなきこしめす。いとめでたき事ども、の、しり過ぎもてゆく。

○池の水草かきはらひ云々。御殿などはらひ清めて、待たせ給ふよしなり。○ことごとくしきからの御船り。龍頭齋首をいふ。○去年の三月三日云々。一代要記に、今上皇帝、(後伏見)諱胤仁、伏見第一子、母參議經氏卿女、正應元年三月三日誕生、同八月十日爲親王、同二年四月二十五日甲戌立坊とあり。○常氏の宰相の女。藤經子、後に中園の准后と申す。○おなじうの云々。御子になしたまへれど、猶同じく、中宮の腹の御子の、かく坊に給ふ事ならばと、中宮の御父、右大將實兼など思ひしならむと也。○おりの御門。後宇多院にて、院の皇子數多おはしますによりて、そのうちにて、一方を儲君にと、かねて思召されしをとなり。○ひきよぎぬるの。引たがへ避けてなり。よきは、避くる意。○まなきこしめすの。はとめて、魚味をめしあがらせらる、儀にて、この事、既に註せり。

正應
同じき三年三月四日五日の頃、紫宸殿の獅子狛犬、中よりわれたる、驚きおぼして御占あるに、血流るべしとかや申しければ、いかなる事のあるべきにかと誰もくおぼし

狛犬印本に
大印本に
今改めつ

その九日の夜
印本にその夜
九日あり
本にありて改

南ざま印本に
南ざまあり
にありつ

大かた人も
なし
七字一本

さわぐに、その九日の夜、右衛門の陣よりおそろしげなる武士三四人、馬に乗りながら、九重の中へはせ入りて、上にのぼりて、女孺が局の口に立ちて、やいといふものを見あげたれば、丈高くおそろしげなる男の、赤地のにしきの鎧直垂に、ひをどしの鎧着て、只赤鬼などのやうなるつらつきにて、武士御門のいづくに御よるぞと問ふ、女孺「夜のおと」に「いらふれば、いづくぞ」とまた問ふ、女孺「南殿より東北のすみ」をしふれば、南ざまへ歩みゆく間に、女孺内より参りて、權大納言典侍殿、新内侍殿などにかたる。うへは中宮の御方に渡らせ給ひければ、對の屋へ忍びて逃げさせ給ひて、春日殿へ、女房のやうにて、いと怪しきさまをつくりて、入らせ給ふ。内侍劔璽を取りて、いづ。女孺は、玄象鈴鹿とりて逃げけり。後伏見春宮をば、鏡子中宮の御方の按察殿抱きまゐらせて、常磐井殿へかちにて逃ぐ。その程の心の中ども、いはむ方なし。この男をば、浅原のなにかしとかいひけり。辛くして夜のおとへ尋ね参りたれども、大かた人もなし。

○紫宸殿は。内裏承明門内にあり。皇居の正殿にて、大極殿に對する、内朝の正殿なり。その南面せるをもて、又南殿ともいふ。○獅子狛犬。南殿の御帳の前に、左右に相向へてあるものにて、清涼殿の同じ。さて禁秘抄に、南殿、御帳如恒、無几帳、有獅子狛犬、立御侍子とあり、類聚雜要抄母屋調度條にも、立獅子形時者、帳前南方、帷末之表に、戸之左右之際に、相

向天立之、左獅子、於色黃、開口、有角、右胡塵犬、於色白、不開口、有角、と見ゆ。さて清涼殿は東面なれば、南北に相對へるを、南殿は即ち南面なれば、東西に對へて立つる也。猶くはしくは、獅子狛犬考につきて見るべし。○御占は。神祇官、陰陽寮の官人をめして、卜筮するをいふ。さて軒廊にても、又の藏人所にてもする事あり。○血流るべし。ト形の文なり。○右衛門陣は。内裏の西面なる宜秋門をいふ。拾芥抄に、宜秋門西面之間、云右衛門陣、謂之西面中門とあり。○女孺は。禁秘抄に。女孺近代不着衣、只小袖唐衣也、以左道姿、御殿御調度觸手、上下格子奉仕、是藏人等如在不當故也、御所中掃除指油等役、女孺所知也と見え、また名目抄にも、女孺掃部寮女官也とあり。されど、その局は、いづこなるか詳ならず。○や、といふは。や、は、呼びかくる詞にて、かの武士の、女孺をよびかけて、物をとほとんどするなり。○見あげたれば。女孺の、詞をかけたる者を、ふと仰ぎ見ればとなり。○鑑直垂は。常の直垂に替る事はなき事なれども、袴は長くして、合戦に宜からざる故短くして、裾に括緒をさし、袖にも括緒をさして括る也、又軍陣の服なる故、花麗を専らとして、錦などをも、縫物をも用ふる故、常の直垂とは、別なる様になりたるなり、生絹にても、練貫にても、布にても用ふる事、舊記に見えたり、又きくとちい、糸にてふさをして、平くおしひらめて、菊花の如くして、とち付る也、菊綴あるもあり、なきもあり云々、鑑直垂の色の事、大將たる人は、十が九つ迄は、皆赤地の錦也、外の色は稀なる事なりと、貞丈雜記に見えたり。○緋威の鑑は。平義器談に、ひをどしの鑑の事、緋に染めたる革にて、威したるをいふなり、緋威、火威、とも書くなり、又緋の糸にて染めたるをば、糸

の字を添へて、糸緋威と云ふなり、糸の字を添へていふは、革の緋威にまぎれぬ爲なり。又緋威と、赤威との差別は、緋は紅色にて染むる、赤は茜根にて染る、緋は花やかにて、火の燃え出る如くなる故、火威とも書くなり、赤は少し黒みある様にして、もえ出る如き光彩なし、くらべ見てあるべしとあり。さて、威とは、緒通しの意にて、威の字は、後にあてたるなれば、假名遣へるよし、貞丈雜記に見えたり。○御よるは。御寝なるの意、今も俗にまかいへり。○夜のおといは。天子の御寝なる間にて、清涼殿の晝御座の北、朝餉間の東にあり。禁秘抄に、夜御殿、四方有妻戸、南大妻戸一間也、帳同清涼殿、(東枕)疊御座敷也、御枕有二階、奉案御劔神璽、(皆有覆、蘇芳也、御劔東南、帳四角有燈樓、又帳南西北敷疊、爲女房座とあり。○いづくぞい。夜御殿は、何處ぞと、武士のとひかへせる詞なり。○南殿より東北のすみ。清涼殿の、仁壽殿の西にあり、南殿の、仁壽殿の南なれば、南殿より、東北のすみとこそいふべけれ。さるをまかいへるは、偽りたばかりて、迂回せしめむためなるべし。○女房のやうにては。女房の眞似をしての意。○玄象鈴鹿は。共に琵琶の名器なり。委しく老の波の巻に見えたり。○内侍劔璽を取りて云々。禁秘抄に、掌侍六人云々、先帝内侍必一兩人渡其内、劔璽渡時、内侍二人、直取之授次將云々とあり。○常磐井殿へ云々。西園寺第にて、春日の南、京極の西にあるよし、拾芥抄に見えたり。この時、後深草上皇の御所となれり。○かちにて逃ぐは。徒歩にて、車にもものらずして、逃げゆきたりと也。○この男は。かの鑑きたる武士をいふ。○淺原のなにかしは。淺原三郎行信の孫、小三郎頼行の子にて、八郎爲頼なり。○辛くして云々。爲頼たがかられて、そこ

春日殿の二
本に御出の二
字あり
よせて印本に
よけてあり
今一本に
て改めつ

るなり。○いづれをもり。浅原父子三人をいふ。○かき續けり。昇きつゝけてとなり。
はのくくと明くる程に、内、春宮御車にて、忍びて歸らせ給ひて、晝つかたぞ、又更に春日
殿へなる。大方雲の上げがれぬれば、いかゞにて、中宮のひの御座へ腰輿よせて、兵衛の
陣よりいでさせ給ふ。春宮は絲毛の御車にて、又常磐井殿へわたらせ給ふ。中宮も春日
殿へ行啓なる世の中ゆすりさわぐさま、ことの葉もなし。

○春日殿の。伏見帝の御母、立輝門院の御所にて、春日萬里小路にあり。○雲の上げがれぬれ
ばは。雲の上との、禁中をいふ。けがれとの、觸穢せるをいふ。さて觸穢との、延喜神祇式に、
凡觸穢惡事、應忌者、人死卅日、産七日、六畜死五日、産三日、其致害三日、凡吊喪問病、及到
山作所、遭三日法事者、雖身不穢、而當日不可參入内裏、但問喪問病、限三日忌之など、この外
忌血、傷胎、失火、食蒜の類、いと多かり。これ皆穢惡に觸れたるもの、神事にたづさはり、
禁中に入する事をえざるなり。まして禁中に血あえ、死人いでこしなれば、これを避けて、春
日殿へ行幸なりしなり。○中宮のひの御座の。清涼殿の晝の御座と同じく、中宮の御所の晝の
おまし所なるべし。○兵衛の陣は。拾芥抄に、陰明門、三間、云右兵衛陣、謂之宮西面門、宜秋
内、宣陽門、三間、云左兵衛陣、建春内とあり。○糸毛車。草枕の巻に見えたり。○さて此
珍事のさま、中務内侍日記には、三月九日夜、せいりやう殿に、むしやまわりて、つねの御所
へまわりし道を、藏人やすよにとひける程に、にげて、かゝる事と申せば、御所は、中宮の御

大納言印本
に大納言
改めつ

まざる事や一
葉に申つる事
やあり

方にぞ、わたらせおはしますはとに、つねの御所へ、中宮ぐしまわらせて、にげさせおはしま
じぬ、女つとひしめきのしりて、とく女孺火をけちて、立上りて、これと申せば、手さぐ
りにうけとりて、御所にねきつ、夜のれとせへ、飢饉とりにまゐれば、人のとりいだしまわら
せて、道にあひたり、世間その後ひしめき、大番の武士ひしめく、恐ろしき事どもいできぬ、清
涼殿穢れて、御所も、あくれば春日殿へなる、とりあへぬ事なれば、御ひきなほしにて、腰輿に
てなる、供奉の人々、ちよくいなる姿にて、めづらしくことくしき、常よりもおもしろくて
とあり。

この事次第に六波羅にて尋ね沙汰するはとに、三條の宰相中將實盛も召しとられぬ。
三條の家につたはりて、鯨尾とかいふ刀のありけるを、この中將日比もたれたりける
にて、かの浅原自害したるなどいふ事ども出でて、中院もまろしめしたるなどいふ
聞えありて、心うくいみじきやうにいひあつかふいとあさまし。中宮の御兄權大納言
公衡一院の御前にて、この事は、猶禪林寺殿の御心あはせたるなるべし。後嵯峨院の御
處分を引きたがへ、あづまより、かく當代をもすゑ奉り、世をたろしめさする事を、心よ
からず思すによりて、世をかたふけ給はむの御本意なり。さてなだらかにもおはしま
さば、まざる事や出でまうでこむ。院をまづ六波羅にうつし奉らるべきにこそなせ、か
の承久の例も引きいでつべく申し給へば、いといはしうあさましと思して、いかに

かさまでのあらむ。おちならぬ事をも、人はよくいひなすものなりかし。故院のなき御影にも、思さむ事こそいみじけれと、涙ぐみてのたまふを、心よわくおはしますかなど見奉り給ひて、猶内よりの仰など、きびしき事をも聞ゆれば、龜山中の院も、後宇多新院も、おぼしおどろく。いとあわたいしきやうになりぬれば、いかゞはせむにて、あらしめさぬよし誓ひたる御消息など、あづまへ遣されてのちぞ、事あづまりにける。

○尋ね沙汰する。事のもとを、詮議し糾すよしなり。○三條の宰相中將云々。従一位右大臣實親の孫にて、正二位中納言公泰の子なり。さて此事は、歴代皇紀に、正應三年四月八日、六波羅武士等馳向寶盛宅、子息侍従公久、并小童一人召取之とあり。○鯨尾は。刀の形なり。そは中右記嘉保元年十一月二日の條に、節刀十柄、劔様切鋒八柄、鯨尾二柄と見え、又本朝軍器考に、刀ノ形制モ亦多シ、鎗作、菖蒲作、鞘頸、ナド云アリ、菖蒲作ヲバ、又鯨尾トモ云ニヤ、とあるにて知るべし。さて三條家傳來の鯨尾にて、爲頼自害せたるに依て、實盛卿に嫌疑か懸りしと也。○中院もあらしめしたる。此淺原の事につきて、龜山院も、其事にあづかり、知り給へる事ぞとの意。○權大納言公衡。公卿補任によるに、公衡この時權大納言中宮大夫、年廿七なり。印本に、權大夫とある。全く誤なれば、今改めたり。○この事云々。公衡の、後深草院に奏する詞なり。この度、淺原爲頼父子の、禁闕を犯し奉りし、表より、彼らみづからの企にはあらで、其もとをきはひれば、必ず龜山院の御同意ありし事にて、語ひ給ひし事なら

ひと也。禪林寺殿の、龜山院を申せり。さて禪林寺は、山城名勝志に、在南禪寺北、若王寺南、號聖衆來迎山、世謂永觀堂とあれば、龜山院の仙洞御所にあらず。同書に、南禪寺、在禪林寺南、と見え、南禪寺記に、太上皇龜山院、弘安中置離宮於此地、正應之初、物怪于宮中、人靡暇安寢、顯密諸師、下及咒術巫祝、百計拱手矣、四年有勅、召東福釋普門、奉命率二十禪侶、安居宮中九旬、視圓爲之冠、無別行、唯一時齋粥、四時坐禪而已、物怪匿跡、上下安寢、徽感之餘、革宮爲寺とあり。且つ本書下文に、禪林寺殿をば、おはしまし、時より、禪院になされき、南禪院といふは是なめり、とあるを合せ考ふれば、禪林寺殿は、即ち南禪寺の、いまだ寺とならざりし程の仙洞御所の名にて、禪林寺の傍なれば、まかよべるなるべし。○後嵯峨院の御處分を云々。後嵯峨院の御遺詔に、龜山院の御一統のみ、皇位をつぎ給ふべき御處分ありしを、引違へて、關東よりの沙汰として、後深草院の皇子伏見院、即ち當今を、皇位にすゑ奉りしが、御不滿にて、伏見院をなきものに奉りて、天下をかたふけて、わが御世にかへさむとの御素志にて、この度の事い起れるなりとなり。後嵯峨院御處分の事、あすか川の巻に見えたり。○さてなだらかに云々。されば、事既に危急に及びたるを、もしこのまゝ、緩やかに猶豫し給はば、この度にはたちこえたる、不測の變も出來て、天下の大事とならむもまれねば、龜山院を、まづ六波羅に遷御せさせ奉りて、武士に守護を申付け給はでは、あるべからずとの意なり。○かの承久のためしも云々。後鳥羽、土御門、順徳三上皇を、遠所にうつし奉りしやうに、こたびも、龜山院を遠所に遷し奉らむとまでに、公衡の奏上ありしとなり。承久の事、新島守の巻につまびらかなり。

○いといとはしう云々。後深草院の、龜山院の御上を、氣の毒に思召す意也。○いかでか云々。後深草院の御詞なり。おちり實の音なり。いかで汝が奏する如きはどの事あるべきぞ、眞實にいなき事をも、人のその實あるやうに、いひこしらへ、まことしやかにいふものぞ、さればこたびの事も、實に龜山院の御心をあはせたりといふの、人のいひなせる事なるも知るべからずとなり。○故院のなき御影にも云々。よし其實ありとするも、今龜山院を、遠所に遷し奉る如き事ありて、もとより、後嵯峨院の愛し奉れるを、そのなきあとに、朕がまかし奉らむの、不孝の罪もさがたく、父院のなき御影に對しても、その恨み憤り思さむことも恐多ければ、さる事の、かならずなすまじとなり。○涙ぐみて云々。後深草院の御さまなり。○心よわく云々は。後深草院の、あまりに御心よわくおはしますが、切齒扼腕にたへずと、公衡の思へるよしなり。○さびしき事ども聞ゆれば、伏見帝よりの嚴重なる勅定を、龜山、後宇多兩院に、申上げたればとなり。○いとあわたいしきやうに云々。事危急にせまりたればとの意。○まろしめさぬよし誓ひたる御消息は。この度の事に、決して關係せざりし由の御誓状を、關東へ下されて、さて後に、その事も落着せりととなり。此事は島津家本今川家本太平記にも見えたり。按ずるに紫宸殿怪異より、淺原父子叛逆の一段は、正應三年の事にて、前後の年次錯雜せり。宜しく次篇つげの小極深草院御落飾の次などにあるべし。

さて九月の初つかた、^{龜山}中の院の御ぐしおろさせ給ふ。いとあはれなる事ども多かるべし。禪林寺殿にて、やがて御如法經など書かせ給ふ。^{後深草}一院の世の中恨みおほされし時、既にと聞えしは、さもおはしまで、かくすがやかにせさせ給ひぬる、いとさだめなし。まばしの禪僧にならせ給ふとて、^{縁衫}縁衫の御衣に、くわらといふ袈裟かけさせ給へり。四十一にぞものし給ひける。御法名金剛覺と申すなり。^{位子}新陽明門院をはじめ奉りて、いろくの御召人ども、廊の御方、^{等子}讚岐の二位殿など、さびしき院に残りて、あるいさまかへ、あるい里へまかでなど、さまざまのちりくになる程、いと心ばそし。

○中の院は云々。一代要記に、正應二年九月七日御出家、彼岸第七日、法名金剛源、御戒師了遍僧正とあり。次には、御法名金剛覺と見ゆ。さて本書の趣によれば、正應三年、淺原爲頼の事ありしによりて、御出家せられし如くなれど、上に引ける一代要記には、二年の事とし、吉積記、紹運録等も、皆同じければ、本書の趣、恐らくは誤なるべし。○一の院の云々。後深草院は初め後嵯峨院の御處分の事によりて憤り、世を恨めしく思召されし時、既に御出家あらひと給ひしに、思ひ留り給ひて、今も其事なくおはしますを、龜山院は、未練もなく、すがやかに御出家ありしを思へば、既に御出家あるべきの残り、よもと思へるは、さまをかへ給へるなご、實に定なき世なりと也。すがやかり、すがしく、さつぱりとの意也。さて後深草院の出家給はんとせられし事の、草枕の巻に見えたり。○禪僧の。禪學を脩むる僧也。禪とは、僧史略に、禪者、即是定惠之通稱、明心達理之趣也、昔者菩提達磨、觀此土機緣、一期緊要、乃曰、不立文字者、遺其執文滯相也、直指人心見性成佛者、明其頓了無生也、其機峻而理深故、漸修

者篤加訥謗焉とあり。又書言字考に、濟北集、古德呼佛心宗爲禪宗者、其又有說、達磨自南天來、聲言而曰、單傳心印、又云直示人心、是禪字所以爲稱號也、夫禪字、从示从單、是我宗單傳直示之畫也、と見えたるなどにて知るべし。○縁衫は。みどり色の御法衣をいふ。○くわらといふ袈裟は。禪僧の着るもの也。下學集に、掛落、落或作絡也と見え、釋氏要覽に、結子、或囉掛子、蓋此先輩僧創之、後僧効之、又七衣名、見掛絡在身故、因之稱也、今南方禪僧、一切作務皆服、以相不如法、諸律無名、幾爲講流非之、予因讀根本百一羯磨第十卷云、五條有三品、上者豎三肘、廣五肘、下者減半、二内名中、又佛言、安施會有二種、一者豎三肘、廣五肘、二者豎二肘、廣四肘、此謂守持衣、最後之量限、蓋三輪、上蓋時、下掩膝、因詳、顯是今結子之量也、若作之、但五幅、一長一短、或攝或貼、呼安陀會、即免勝、一切處着、合律無過、實勝空身矣と見え、和漢三才圖會に掛絡、(結子)按掛絡浮屠以掛肩者、其結交處有輪環、用象牙或犀角作之、名哲那環、俗以爲掛絡とて、其圖を載せ、又佛像圖彙にも見ゆ。○御召人は。御寵愛ありし女房をもいふ。○廊の御方は。安嘉門院大納言の雜仕下郎にて、田樂法師玄駒の女なり。後花山院の養女となりて、廊の方と稱す。讃岐の二位殿は。大宮院讃岐にて、西園寺家の侍景房の女なり。後西園寺實兼の養女となれり。いつれも、老の浪の巻に見えたり。○さまかへり。姿を變へたるにて、剃髮せるをいふ。○里へまかでり。わが里亭へ退出せるをいふ。

きはさてまて
水にきはまて
もどかり

宗尊親王 中務の宮の御むすめいもどよりいとあざやかならぬ御おぼえなりしかば、世を捨てさせ給ふきはとでも、とりわきたる御名残もなかるべし。禪林寺のうへの院の人にはな

源氏の末の
源氏の本に源氏
の夫の君とあり
り今一本に
れり
中將の下印本
字あり

れたる方にすゑ聞えさせ給へれば、事にふれていとさびしく、心ほそき御ありさまなるを、おのづからこといひ聞ゆる人もなし。源氏の末の君に、中將なる人、院山に親しくつかうまつりなれて、家もやがてそのわたりにあれば、程近きまゝに、をりくこの宮の御とのゐなど、心にかけてつかまつるを、候ふ人々も、いとありがたくもと思ふ。宮の御方は、この頃いみじき御盛のはとにて、まはにうつくしうおはしますを、あたらしう見奉りはやす人のなき事と思ひあへり。

○いとあざやかならぬ云々。あざやかなり、はつきりと、うるはしき意なり。さて御おぼえめでたからざりしをいふ。○世を捨てさせ給ふ。龜山院御出家をいふ。さて院の御出家の際とて、格別に、御名残を惜み給へる事も、なかりしならむとなり。○禪林寺のうへの院は。掬子の御すまひなり。○源氏の末の君に云々。後に、内大臣までのぼられき、有房ときこえし、など見えたり。この内大臣源有房、太政大臣通光の孫、右近衛少將通有の子にして、六條内大臣と號し、和漢の才人能書、と系圖に見えたり。○御とのゐ。宿直なり。○候ふ人々の。掬子の御方に、伺候せる人々をいふ。○いとありがたくもどり。このさびしき所に、心にかけて宿直せらるゝが、世にありがたく嬉しき事と、思ふとなり。○宮の御方の云々。こも侍ふ人々の思へるよしなり。○まはに、かたはといふに對へて、かけたる所なく、揃へるをいふ。即ち難すべき所なく、うつくしとなり。○見奉り候やすし。見て賞翫し奉るの意なり。

あたりだに
印ありに
にさあり一
にさあり一
字と補ひつ
給ひなす
に一本に給
なごにさあ
つがうまつ
印本につま
りまづらせ
りためたる
ある一本に
なよらか一
になよらか
ありふくた
りためたる
ある一本に

七月ばかり風あら、かに吹き電いんづまけしからずおん閃きて、神鳴りさわぐ、常よりもおそろし
き夜、はかしくしき人もなければ、上下いとあわたいしく、心ほそう思しまさふ、法皇山の
龜山殿に、過にし頃よりおはしませば、近きあたりには、人のけはひも聞えず、哀なる
程の御ありさまにて、墨をすりたらむやうなる空の氣色のうとましげなるを、ながめ
させ給ひなすするに、例の中將をばちまゐりて、侍さむらいめくもの一二人、弓などもたせて、御
宿直つかうまつり侍るべし、なにがしも侍のかたに侍らむなを申すにぞ、いさゝかた
のもしくは、人々慰め給ふ。おはします母屋にあたる廂の高欄におしかりて、香染
のなよらかなる狩衣に、薄色の指貫うちふくだめるけしきにて、あめくくと物語しつ
い、いとう更けゆくまで、つくくと候ひ給へば、御簾の中にも心つかひして、はかなき
いらへななきこゆ。

○はかしくしき人も云々。然るべき宿直の人もなければ、只女房などばかりにて、狼狽し、おそ
ろしがりて、心細く、いかにせむと感ひぬたりとなり。○法皇は龜山殿に云々。龜山殿は、後陸
峨院の作らせ給へる離宮にて、所がらをかきさまなど、おりぬる雲の巻に見えたり。さて、法
皇は、龜山殿にうつりすませ給へば、このおはします禰林寺のうへの院は、ことに人けもなく寂
しとなり。○墨をすりたらむやうなる云々。黒雲の油然として、空を覆ひいでたるをいふ。○そ
ばちまゐりは。白雨に、ひたと濡れて、宮の御方にまゐりたりとなり。○侍めくもの。侍の如

きもの、意なり。○御宿直云々。中將の詞なり。なにがしは、中將みづからをいふ。侍のかた
の、侍の詰所の意なり。○おはします母屋にあたる云々は。母屋の内、搦子の御方の間に當
れる所の廂の高欄に、中將押かゝれりとなり。凡いにしへの殿づくり、その本屋を寢殿といひ、
寢殿の内、中央の間を母屋といふ。また身屋ともかけり。その端の間を、廂といふ。ひさしの
外に簀子あり。その外邊に、高欄のあるなり。○香染は。淡紅にして、すこし黄ばめる色にそめ
たるをいふ。○うちふくだめる。指貫の裾を括らずして、ふくらかにせるさまなり。○あめ
くくと。ひつそりとの意。○御簾の中にも。搦子の御方のさまをいふ。

曉がたになりぬれば、御几帳ひきよせて、御殿さもりぬるかたはらに、いとなれがはに
添ひ臥すをどこあり。夢かやとおぼして、御覽じあげたれば、中將年月思ひ聞えつるさま、お
はけなくあるまじき事と思ひかへさひ、こゝら忍ぶるにあまりぬるはさ、只少し、かく
て胸をだにやすめ侍らむばかりなど、いみじげに聞ゆるは、はやうありつる中將なり
けり。いとうたて心うのわざやとおぼすに、御涙もこぼれぬ。ちかきてあたり、御もてな
しのなよびかさなど、まして思ひあづむべうもなければ、いとほしう、ゆくりなき
事どの思ひながら、のこりなりぬ。身のうさの、かぎりなうもあるかなと、前の世も
うらめしう、いふがひなき事を思しつづけて、よいと泣きたまふさま、いよくうらうた
し。見るとしもなき夢のたいぢを、うちおそろかす鐘の聲、鳥の音も、人やりならぬ心づ

くしに、えいでやらず。

なきわかれ行く空もなきみち芝の露よりさきに我やけなまし

出がてにやすらひたるおもかげも、何の御めとまるふしもなし。さばかりいみじかりし院の御目うつりに、こよなの契の程やと、おぼし知らるゝもつらければ、いらへも給はず。あさましうも心うくも、さまゝおぼし亂るゝに、御心ちもまめやかに損はれぬべし。按察の君といふ人、かたらひとられけるなめり。忍びて御消息えげう聞ゆるをも、いとうたて心づきなう思されながら、さてしもはてぬならひにや、いと又哀なる事さへものし給ひけり。かゝるにつけても、この世ひとつに、いあらざりける御契の程、淺からずおしはからる。中將も夜と共にあくがれまさりて、夢の通路あしもやすめずなりゆく。この御氣色も、やうくあるきほほになり給へば、空おそろしとて、忍びて御めのとだつ人の家なごいひなして、白川わたり、かごやかにをかしき所用意して、いでわたりし奉りつゝ、猶自らい、さすがに世のつゝ、ましければ、忍びつゝ、ぞ御とのゐしける。そこにてこそ、御子もうみ給ひけれ。

○御殿でもりの。御寝なるをいふ。○年月云々の。中將の詞なり。思ひかへさひり、思ひかへしなり。さひり、しを延べいへるなり。○ゆくりなき。思ひもかけず、不意の意。○のこ

なうい。心残りなくの意。○身のうさの云々。指子の御方の御心なり。○よゝと泣きは。音をたて、なくさまなり。榮花物語浦々の別に、さくもよゝと泣き給ふとあり。○夢のたいぢい。夢の直路にて、よぎ路せずして、直にゆく道を、たい路といふ。○人やりならぬは。わが身からの事をいふ意。○なきわかれの歌。ゆく空もなきは、ゆかんとする心もなき意なり。空は、今も俗に、何する空もなしといふにおなじく、それとさすかたをいふ。道まばり、道に生ひたる芝をいふ。けなましり、消えなんの意なり。○出がてに云々。こも宮の御方の御心なり。出がては、出で難くする意。○按察の君。宮の御方の女房なり。○かたらひとられける。中將にかたらはれて。御中だちをせるならむとなり。○忍びて云々は。中將よりなり。○いとうたて云々は。宮の御方の御心をいふ。○この世一つには云々。前世よりの、宿縁の深きことも知らるとなり。○あくがれまさりて。夜を重ねるまゝに、いよゝますゝ、心うかれてとなり。○この御氣色も云々。御中らひの様子、世にきこえぬべくなりしをいふ。○御めのとだつ人は。乳母の如くまたまへる人となり。○かごやかな。もの靜に、四方をとりこめてある意にて、ひろく、はれやかにいあらぬさまをいふ。

この中將才かしくくて、末の世に、このの外にもてなされて、まづ一品して、まばしおはせし頃、御百首の歌に、

位山のぼりはてゝも峰におふる松にこゝろをなほのこすかな

さてつひに内大臣までのぼられき。さて元應のころかどよ、百首歌奉りし中に、

あつめこし窓の螢のひかりもて思ひしよりも身をてらすかな
とよまれ侍らき有房と聞えしが若くての世の事なるべし。

○才かしてくつり。學問すぐれたるをいふ。○一品してり。從一位に叙せられたるなり。○位山云々。下句、なほ官職の思ふまゝならぬを、あかず思ひて、位こそきはめられ、なほ高き官をえざるを、殘念に思ふ事よとなり。位山は、飛驒國なる山にて、名所なるを、位にとりなせるなり。されば、峰松などもいへり。この歌、新千載集にも、載せて、文保百首歌奉りける時、六條内大臣とあり。○元應の頃は。後醍醐天皇の年號なり。○あつめこし云々。上句は、學問の勞をいふ。さてその學問の光によりて、思はざる高位に昇進し、この身の光榮を得たりとの意なり。螢をおつむとは、晋の車胤の故事なり。この人、家貧しくて、油なければ、夏は數十の螢を囊にいれ、其光にて書を讀みしとぞ。窓の螢といふ事、ふるくより歌などにより。この歌、續千載集に、嘉元御百首歌奉りしとき、螢、前大納言有房とあり。さて上に、元應の頃とあるは誤なるべし。そは續千載集に、嘉元の時奉れる歌とあればなり。又この有房は、公卿補任によるに、文保三年七月二日薨、年六十九とあり。この年、すなはち元應元年なるをや。

位子
新陽明門院も禪林寺殿のまもの放出につれくとしておはします程に、松殿の宰相
中將兼かねつぐ、いかゝあたりけむ、常に參り給ひしはとに、はてにはその宰相中將の御
子に、世をのがれたる人ありき、その御房頼信房におぼしうつりて、かぎりなくおぼしたりし

本に院字あり
いさほしくあ
一、本いさほし
く思ひさあり
きこえの下印
本に給ひさあ
り削りつ

はとに、御子をさへうみ給ひき。その姫君は、初は富小路の中納言季雄の北の方にておはせしが、後には歡喜園の攝政ときこえし末の御子に、基教の三位の中將と聞えしうへになりて、うせ給ふまでおはしき。故女院位子いとほしくお給ひしかば、御處きよ分など、いとくまうにありき尼のみかゝる御事をもをさへ聞ゆるこそ、物いひさがなき罪、さり所なければ、よしや、昔もさる事ありけりと、この頃の人の御ありさまも、おのづから輕き事あらば、思ひゆるさるゝためしにも、なりてむものぞと思へば、遠き人の御事は、今は何の苦しからむぞとて、少しづつ、申すなりと、うち笑ふもはしたなし人。いづらこの頃、誰かあしくおはすると問へば、いなく、それはそらおそろしとて、頭をふるもさすがをかし。

○禪林寺殿のまもの放出。新陽明門院の御所なり。放出とい、身屋の棟より、別に引はならして、作りいだせる屋をいふ。その作りさま、貞丈雜記に載せたり。○松殿の宰相中將。松殿關白基房公の孫、權大納言忠房の男、兼嗣なり。○その御房、永正本旁註に、頼信房とあり。但し系圖に見えず。○まうに。猛にて、盛にあまたある意なり。○さのみ云々。前の物語につき、さるさゝにくき事を語れるゆゑよしと、こと更に、尼のことわれる詞なり。○物いひさがなき罪。悪口する罪の意。さり所なければ、避け遁るゝ所なければの意なり。○よしや云々。よし自然、今の人の上に、輕々しく、たはけたる事などあらむ時も、昔の人も、さる事

なきにしもあらざりけりと思ひて、それに引くらべて、いたくどがめざらむ例とも、なりぬべしと思ひて、かく物語りたり、されどこれも、近代の事ならむに、言忌もすべけれど、遠き昔の上なれば、かく物語れりとして、別に不都合もなからんと、思ひてせるぞとの意なり。はしたなし、不都合なる意なり。○いづらこの頃云々。物語をきゝゐたる人の、更にとひかけたる詞なり。いづら、何れの意、さてこの頃、いかにあらん、誰かさるみだりがはしく、わろき人にてあるぞと、尼に問るよし也。○いなく云々。又尼の詞なり。否々、昔の事なればこそ物語りたれ、今の人の上の、自然にもれきこえもせば、そのうらみもおひつべく、空恐ろしきによりて、ゆめく語らじとなり。○頭をふる。否む時のさまなり。

第十四 つげの小櫛

さても岩清水のながれをわけて、關の東にも若宮ときこゆる社おはしますに、八月十五日、都の放生會をまねびて行ふ。そのありさま誠にめでたし、將軍もまうで給ふ位あるつはもの、諸國の受領などもなご、いろくの狩衣、思ひくの衣重ねて出でたちたり。あかはしといふ所に將軍御車とめておりたまふ。上達部宗尊の宮の御子なり。この頃權中納殿上人などいと多くつかうまつれり。この將軍は、中務の宮の御子なり。この頃權中納言にて、右大將かね給へれば、御隨身ども、花を折らせてさうぞきあへるさま、都めきておもしろし。法會のありさまも本社にかはらず、舞樂、田樂、師子がしら、やぶさめなど、さまざま所にまつけたる事もおもしろし。十六日にも猶かやうの事なり。棧敷相模守もいかめしく造り並べて、いろくの慢慕まなぶなどひき續けて、將軍の御棧敷の前には、相模守をばじめ、そこの武士などもなみゐたるけしき、さまかはりて、このましううけばりたる、心ちよげに、所にづけて、又なく見えたり。

○つげの小櫛。この巻の名、伏見院の御歌、「とめ子がさすやを櫛のそのかみをともになれこし時ぞわすれぬ」とある御返し、歡喜園前攝政兼忠、「いとまたこそこのこよひぞ思はる、つ

この書印本及
ひ永正本等
篇今日の影
と引續けて
卷山本に
米分ちぬ説
位印本にあり
一印本にあり
御車印本に
てし一本に

續けての三字
一本によりて
一本によりて

げのをぐしを見るにつけても」とある歌によれり。正應二年より、嘉元三年、龜山院崩御迄の事を述るせり。○岩清水のながれをわけて云々。石清水八幡宮の、御分靈を勧請して、鎌倉に若宮八幡社をつくられし、源頼義にて、義家更にこれを修營し、其後源頼朝、鎌倉に幕府を創するに當りて、小林郷に遷し奉れるよし、吾妻鏡に見えて、既に新島もりの巻に註せり。又若宮といふ事も、老の波の巻に、委しくいへり。○八月十五日都の放生會云々。都とい、石清水八幡宮をさしていへり。さて放生會の、社前に於て魚鳥を放ちやる儀にて、最勝王經、長者子流水品の池魚の事よりおこりて、元正天皇の御代にはじまりたるよし、公事根源に見えて、其儀は、同書、及び江次第に載せたり。さて鶴岡放生會も、頼朝の頃、已に行はれし事、吾妻鏡に見ゆ。○位あるつはもの。位階ある武人なり。○諸國の受領の。國々の國守をいふ。百家訓要抄に、諸國の守をば、受領と申す也、國司の事なりとあり。○あかはし。新編鎌倉志に、赤橋、本社へ行反橋ナリ、五間二三間アリ、昔ヨリ是ヲ赤橋ト云フと見えて、吾妻鏡に、建曆三年五月三日、於若宮橋之砌、流矢所犯、義清亡命、とあるに同じき所なり。○うへのきぬ。袍なり。袍の事、既に註せり。○此頃の權中納言にて云々。公卿補任に、正二位權中納言源惟康、弘安十年六月五日任、兼右大將、十月四日爲二品親王、于時廿四歳とあり。○花を折らせて云々の。はなやかにきよそひたるをいふ。○法會の。放生會の儀式をいふ。○本社。即ち石清水八幡宮なり。○舞樂田樂の。既に北野の雪の巻に註せり。鶴岡放生會に、舞樂童舞競馬など行はれし事、吾妻鏡に見えたり。○師子がしら。獅子舞の事なり。貞丈雜記に、獅子がしとい

ふい、からゝの頭を作りて、それを冠りて舞ふもの也とあり。太平記にも、持明院吉野へ遷幸の條に、師子田樂を召れ、日夜に舞ひ歌はせなど見えたり。○やぶさめ。騎射の式にて放生會の時の、必ず行はれし事、吾妻鏡に見えたり。さて其儀は、角板の的を三處に立て、馬を走らせながら、縮矢にて射るものにて、武家にて、重き儀式としたり。なほ吾妻鏡、及び貞丈の夏草に詳なれば、併せ見るべし。○所にまつけたる事。鎌倉にて、常に行はるゝ儀式、あそびなどをいふ。○まん幕。貞丈の庭訓往來諸抄大成扶翼に、幔幕は、上下ニ横幅ヲシテ、中堅幅也、五色ノ幅交也、但シ五色ニ定マラス、三色モアリ、織物ヲ用フとあり。○さまかはりて云々の。大宮人とい、様子はかりて、武士どもの、さるべく好まあげなるさまの、おしはりて得意がはなるが、さも愉快らしく見えてとの意なり。○所につけてとい。鎌倉の鎌倉と、所がらにつけてい、この上もなくをかしき事と、思はるとなり。

その後いくはどなく、鎌倉よりさわがしき事出でてきて、昔人きもをつぶしさいめくといふ程こそあれ、將軍都へ流され給ふとぞ聞ゆる。めづらしき言の葉なりかし。近く仕うまつる男女、いと心ばそく思ひなげく。たとへば御位などのかはる氣色に異ならず。さてのぼらせ給ふありさま、いとあやしげなる朝代の御輿を、さかさまに寄せて乗せ奉るも、げにいとまがくしき事のさまなり。うちまかせて、都へ御のぼりこと、いとおもしろくもめでたかるべきさわなれど、かく怪しきめづらかなり。御母御息所の、

鎌倉より甲本
あり一本に
りて改めつ
網代の下の文
字一本に
御母印本に
の字なし御息
所は御息所も
さわり一本に

よりて補ひ正
しつ
近衛大政
え！御女一
に近衛殿の御
女とあり

宗

惟康
母近衛
經女室子

拾子
龜山妃母
同惟康

近衛大政と聞えし御女なり。父みこの將軍にておはしまし、時の御息所なり。先に聞
えつる禪林寺殿の宮の御方拾子女王も、おなじ御腹なるべし。文永三年より、今年まで廿四年、將
軍にて天下のかためといつかれ給へれば、日の本の兵をたがへてぞおはしましつ
るに、今日のかれらにくつがへされて、かくいとあさましき御有様にてのぼり給ふ。い
といとはしうおはれなり。道すがらもおぼし亂るゝにや、御た、う紙の音あけう漏れ
聞ゆるに、武きものゝふも涙おとしけり。

○鎌倉よりさわがしき事いできて云々。鎌倉に騷亂の事出来て、將軍の上いかにと、京師に、驚
き沙汰しあへるほどもなくの意なり。○將軍都へ流され給ふ。續史墨抄に、正應二年九月十四
日庚寅、征夷大將軍二品惟康親王、依鎌倉物騒、俄上洛とあり。流されとは、流罪に處せらるゝ
をいふ。およそ流とは、律に、五罪の一として、近中遠の三等あり。昔京都より、その遠近を定
めたり。さるを都に流さるといへるゝ、げにめづらしき詞なり。○御位などの云々の。天皇の
御位の、かはりめの時の如しとなり。○細代の御輿をさかさまにまかせて云々の。罪人を送所に
送る時の、都の方に向はしめ、ゆく先を背にして、後さまに昇きゆくが例なり。そは源平盛衰
記成親卿流罪の條に、追立官人來テ、車サシヨセテ、云々、御手ヲ取、アラ、カニ引立奉リ、ウ
シロザマニ投ノセテ、車ノ籠ヲ逆ニ懸テ、門前ニ遣出ス、大路ニテ、先火丁寄テ、車ヨリ引落シ
奉テ、誠ノ楯トテ、三枚アテタレバ、次ノ看習長、殺害ノ刀トテ、二刃突マテヲシテ、其後、山

御母の三字
印本になし
本によりて補
ひつ
受禪印本に夢
幻に作りまけ
るゝするに作
れり

めり印本に
し一本に
て補ひつ
十日の下
にの日の二
あり

城判官秀助、宣命ヲ合サセテ、又車ニ押乗奉リテ、前後ニ一陣子ヲツ立タリケル、云々と見え
り。されば、今惟康親王御上洛に、御輿に逆にのせられて、罪人の如くに扱ひなされるゝを、ま
がしき事の様といへり。○うちまかせては。大方の事にていとなり。○御母御息所は。惟
康親王の御母をいふ。即ち宗尊親王の御息所なり。○廿四年は。文永三年征夷將軍に任せられ
しより、今年正應三年まで、二十四年なり。○かれらとは。鎌倉の武士どもをさしていへり。○
御た、う紙の云々。た、う紙は、貞丈雜記に、墨紙とかきて、鼻紙の車なりとあり。さて音あけ
うは、たびく鼻うちかみ、涙をおしのはるゝ音にて、御輿の中にて、はかなき御身を、かな
しび給ひて、泣き給ふをいへり。○武きものゝふは。道すがら警護ある武士をいふ。
さてこのかはりに、一院の御子、御母は三條内大臣後深草の御女、御匣殿とて候ひ給ひし
御腹なり。當代の御はらからにて、今少しゆせ重く、やむことなき御有様なれば、只受禪
の心ちぞあける。もとの將軍おはせし宮をば、造り改めて、いみじうみがきなす。つはも
の、勝れたる七人御むかへにのぼる中に、いひぬまの判官といふもの、前の將軍のぼ
り給ひし道もまがしければ、あども越えしとて、足柄山をよぎてのぼるなごぞ、
あまりなる事にや。みこ久明の十月三日御元服。またまひて、久明親王ときこゆめり。おなじ
き十日、院よりやがて六波羅の北方、さきくも、宮のわたり給ひし所へおはして、それ
よりぞ、あづまに赴かせ給ふ

つげの小櫛

○このかはりに一院の御子云々。惟康親王御上洛のかはりに、久明親王を、鎌倉に下し給ふとなり。○今少しよせ重くは。惟康親王は、宗尊親王の御子にて、孫王にあたらせ給ふを、これは、後深草院の御子にて、殊に當代伏見天皇の皇弟におはしませば、うしろだてのおもくしきり、此上もなきをいふ。○受禪の心ちぞえける。名目抄に、受禪無別義、有讓位者、有此稱矣とありて、先帝の讓をうけて、帝位にのぼり給ふをいふ。さて、久明親王の將軍となり給ふは、受禪の如き心ちのせらるゝほど、やむことなかりしとなり。○いひぬまの判官。鎌倉より、迎へに上れる武士の一人なり。○あとも越えじ。前將軍の上れる道の、いまはしき跡をば、越えて下るまじとなり。○よぎて。避けてなり。○みこ十月三日云々。續史愚抄に、十月一日丁未、皇子(十六歳)親王宣下、御名字久明、六日壬子、於本院御所、久明親王有元服儀、本院有出御、御加冠内大臣兼忠、已次公卿三條大納言實重、已下十七人参仕、理髮藏人頭右中將冬季朝臣、有櫻祿、御遊、拍子權大納言公守、已上奉行院司右中辨雅藤、今朝關白家基進親王御袍、笏、石帶等云々、親王三品宣下、又親王勅授帶劔宣下と見えたり。本書に、三日とせるの誤なるべし。○おなじき十日云々。同書に、九日乙卯、三品久明親王征夷大將軍宣下、十日丙辰今曉征夷大將軍久明親王、自常磐井殿(本院御所)渡給六波羅、上達部堀川中納言基俊、殿上人左少將資藤朝臣以下、二人供奉、即今日久明親王下向關東とあり。

同廿五日、鎌倉へつかせ給ふにも、御關むかへとして、ゆゑしき武士ども、うちつれてまゐる。宮は、さくのとれむじの御輿に、御簾あけて、御覽七習はぬえびすどもの、うち圍み奉

うちたり
うらた
にあり
さあり
よあり
都にた
り都にた
り都にた

法光寺印本
官光寺印本
一光寺印本
一光寺印本
一光寺印本
一光寺印本
一光寺印本
一光寺印本
一光寺印本
一光寺印本

れるたのもしく見給ふ。まの女をみだれ織りたる蒨黄の御狩衣、紅の御衣、濃き紫の指貫奉りて、いとほそやかになまめかし、いひぬまの判官、とくさの狩衣、青毛の馬に、金のかなもの、鞍おきて、隨兵いかめしく召し具して、御輿のきはにうちたり。都にたへば、行幸にまかるべき大臣などの、つかまり給へるによそへぬべし。三日が程は、わうばむといふ事、又馬御覽、何くれといかめしき事ども、鎌倉うちのけいぬいなり。宮の中のかざり、御調度などい更にいはず、帝釋の宮殿もかくやと、七寶を集めて磨きたるさま、目もかやく心ちす。いとあらまほしき御有様なるべし。關の東をみやこの外とて、おとしむべくもあらざりけり。都におはしますなま宮たちの、よも所なくたいよはしげなるに、いこよなく勝りて、めでたくにぎはしく見えたり。時宗朝臣といひしも、又頭おろして、法光寺の入道とて、いとたうとく行ひて、世にもいろはず。太郎貞時相摸の守といふに、ぞよろづいひつけいる。さても上り給ひにし前大將殿は、嵯峨のほとりに、御々しおろし、いとかすかにさびしくてぞおはしける。

○御せきむかへ。當時關迎とて、遠方より來る人、及び旅よりかへりくる人を、歡迎する儀ありて、京都にて、逢坂關まで迎へに出でし事、北山抄源氏物語に見えたり。これもそれになぞらへて、鎌倉より、足柄の關まで、將軍奉迎のために、武士どもまゐるなり。○さくのと

れむじの御輿の。詳ならず。或は、菊の外欄子の輿にて、菊は菊の花などの、紋をつけたるをいひ、欄子の、和名抄に、欄、(字亦作欄和名禮運之)窓欄子也とありて、窓の中に設けたる格子をいふべし。こゝに、外れんじとあれば、御輿の外さまに、格子のある窓を設けたるにや。なほ考ふべし。○志のぶをみだれ織たる云々。久明親王の御装束をいふ。志のぶの、草の名にて、和名抄に、垣衣、一名鳥韭、(和名之乃布久佐)とあり。又忍草ともかきならへり。その草、楡の葉に似て、色いと青やかなるものなり。さてその忍草の形を、亂摸様に織出せるものをいふ。○とくさの狩衣の。木賊草色にて、青黒きをいふ。藻鹽草に、織物の經黃に、緯青なるをいふとあり。○青毛の馬の、白き毛の馬をいふ。正月七日、白馬の節會を、あを馬の節會といふにつけて知るべし。○うちたりの。騎馬にて、扈從せりとあり。○都にたとへば云々。京都の事にたとへいはし、車駕の行幸ある時に、然るべき大臣などの、風箏に供奉せるが如きさまなりとあり。鎌倉にとりて、將軍のやむことなきありさまをいへるなり。○わらばんの。境飯にて、今世俗にふるまひといふにねなく、膳部を將軍に獻する事なるよし、貞丈雜記に見えたり。○御馬御覽の。かゝる事、朝廷にも、攝政家などにもある事、家々の記録などに見えて、一の儀式なり。○けいめいの。經營の音にて、まうけいといひなむことなり。源氏物語總角の巻に、例の中納言殿おはしますとて、けいめいしあへりなどあるに同じ。○帝釋の宮殿も云々。莊嚴美麗なる宮殿を、たとへいへり。さて帝釋の宮殿といひ、かの善見天の殊勝殿の事にて、其さまは佛祖統記に、帝釋住首楞嚴定、未來成佛號日無著(法華文句)須彌山四角各有一峰、(婆沙論高廣五百由旬)

金剛手藥叉於中住、守護諸天、山頂善見大城周方由旬、(婆沙論、山頂縱廣八萬四千由旬、其中平可居者、四萬由旬)重門高一由旬半、城有千門、各有五百青衣樂又嚴仗防守、城中殊勝殿、周千由旬、其地真金雜寶嚴飾、柔軟如妬羅綿、隨足高下、(順正理論)帝釋住處中央金城、周千由旬、(即殊勝殿)有五百門、中有樓閣名曰禪延、四邊寶樓一百、一所一萬七千房、一々房有七天女、一々女有七綵女、其諸天女、皆是帝釋正妃、帝釋與阿修羅女舍脂共住、化身與諸妃共住、(阿毘曇論)とあり。猶上の畑の末々の巻、善見天の殊妙の宮殿とある條、合せ見るべし。○七寶は。翻譯名義集に、佛教七寶、凡有二種、一者七種珍寶、二者七種王法、七種珍寶、略引四文、佛智論云、一命、二銀、三吠琉璃、四頗胝迦、五牟呼婆羯洛婆、當磔磔也、六過濕摩揭婆、當瑪瑙、七赤真珠、無量壽經云、金、銀、琉璃、頗梨、珊瑚、碼碯、磔磔、恒水經云、金、銀、珊瑚、真珠、磔磔、明月珠、摩尼珠、大論云、有七種寶、金、銀、毗琉璃、頗梨、磔磔、碼碯、赤真珠、とあり。○關の東を云々。關東を、夷の國などいひて、都の外と思ひ、卑み見さくべきにあらざり、かゝる宮殿のまつらひより、萬づとのほりたる様は、都にもをさくおとらざるとあり。○なま宮たちは。宮といふのみにて、重きよせもなく、なまなかにて、流浪まわびてあらんに、甚勝れるありさまなりとの意なり。○時宗朝臣は。將軍執權次第に、文永元年八月十一日以後、令加連判、年十五歳、同五年三月五日以後御後見、號法光寺殿、弘安七年三月廿八日所勢、四月四日出家、法名道果、同日酉時死、卅四とあり。○世にもいろはずの。世の中の事にたづさはらず、更に關係なくしての意。いろふといひ、とりあつかひかゝらふをいふ。○太郎貞時。將軍執

權次第に、貞時、時宗一男、母城介義景女、弘安七年七月以後加判形とあり。○前大將殿ハ云々。同書に、惟康親王、正應二年九月十三日御上洛、廿十二月六日御出家と見えたり。

かくて年かはりぬ、正應三年その年二月の頃、後深草一院御ぐしおろし給ふ。年月の御本意なれど、たゆ

たひ過し給ひけるに、龜山禪林寺殿去年の秋おぼし立ちにしに、いとゞ驚かせ給ひぬる

にやありけむ。二月十一日、龜山殿にていむ事うけさせたまふ。四十八にぞならせ給ふ。

御法名素實と申すなり。む月の朔日、節會などはて、夕つ方、伏見内皇子のうへ、皇后宮の御方へ

渡らせ給へれば、宮は皇子濃き紅梅の十二の御衣に、おなじ色の御ひとへ、紅のうちたる萌

黄の御上着、蒲萄染の御小袂、花山吹の御唐衣、からの薄物の御裳けしきばかりひきか

けて、御ぐしぞ少しうすらぎ給へれど、いとよびかにかにうつくしげにて、常よりも殊に

匂加りて見え給ふ。御前に御匣殿、花山院内大臣繼の女、二藍の七に、紅のひとへ、紅梅の

うはぎ、赤色の唐衣、地摺の裳、髪うるはしく上げて候ひたまふ。かむざしやうだい、これ

もけしういあらず見ゆ

○一院御ぐしおろし給ふ。一代要記に、後深草天皇、正應二年二月十一日御出家、御法名素

實とあり。○たゆたひは。躊躇せさせ給ふ意。○禪林寺殿云々。龜山院御出家は、正應二年九

月七日にて、上のけふの日影の巻の末に見えたり。後深草院、年月の御本意の事も、その條を

見あはせて知るべし。○いむ事うけさせ給ふ。佛道にいたりて、御戒をうけ給ふにて、即ち受

戒なり。釋氏要覽戒法の條に、戒、智度論云、梵語尸羅、秦言性善、古師云、尸羅此云戒、以止

過防非爲義、增輝云、戒者警也、警策三業遠離緣非也、優婆塞戒經云、戒者名制、能制一切不

善法故、云々とありて、二戒、三戒、五戒、八戒、十戒等の名あり。後深草院御受戒の事は、

續史愚抄に、正應三年二月十一日乙酉、本院被獻尊號御報書、(依可有御出家也、)次於龜山殿有

御落飾、法諱素實、御年四十八、戒師二品尊朝法親王、(青蓮院)口師前大僧正良覺、已下二人、

剃手權大僧都慈潤、已下三人、公卿關白家基、已下三人着座、皆大臣とあり。○む月は。正月な

り。上にその年二月の比とありて、次にむ月とあるは、月次違へり。或は、む月の上、脱文あ

りて、正應四年の事にや。○節會は。元日の節會なり。上に註せり。○十二の御衣ハ。五衣を

十二領かさね給へるをいふ。衣、單、上着、小袂、唐衣、裳等の事、既に上に註せり。○からの

薄物の。唐よりわたれる羅をいふ。○少しうすらぎハ。御髪の少くして、多からざるをいふ。○

花山院内大臣の女ハ。即ち御匣殿をいふ。○二藍の七にハ。二藍の衣、七つ重ねたるをいふ。○

地摺ハ。白き地に、はなだの小紋など、摺りたるものをいふ。こも上に註せり。○髪うるはし

くあげてハ。髪を束ね上ぐるにて、上るとい、たゞ髪の末を束ぬるをいふ。○かむざしハ。簪な

年かはりぬ、その年二月の頃、一院御ぐしおろし給ふ。年月の御本意なれど、たゆたひ過し給ひけるに、禪林寺殿去年の秋おぼし立ちにしに、いとゞ驚かせ給ひぬるにやありけむ。二月十一日、龜山殿にていむ事うけさせたまふ。四十八にぞならせ給ふ。御法名素實と申すなり。む月の朔日、節會などはて、夕つ方、内皇子のうへ、皇后宮の御方へ渡らせ給へれば、宮は濃き紅梅の十二の御衣に、おなじ色の御ひとへ、紅のうちたる萌黄の御上着、蒲萄染の御小袂、花山吹の御唐衣、からの薄物の御裳けしきばかりひきかけて、御ぐしぞ少しうすらぎ給へれど、いとよびかにかにうつくしげにて、常よりも殊に匂加りて見え給ふ。御前に御匣殿、花山院内大臣繼の女、二藍の七に、紅のひとへ、紅梅のうはぎ、赤色の唐衣、地摺の裳、髪うるはしく上げて候ひたまふ。かむざしやうだい、これもけしういあらず見ゆ

御法一本に御

あはひにほは
しき一本にあ
はひをかしき
に作れり
上若の下印本
に若の字あり
本に若の字あり
りにつよりて削

にて、これより公守の大納言の女の曹子さしのぞかせ給へば、いとさゝやかにて、衣が
ちにて、花櫻のあはひにははしきに、山吹の上着、裳ひきかけて、寄り臥し給へる、あてに
らうたし。こまやかにうち語らひ聞え給ふ。玄輝門院の御側にかしづき聞え給ひしな
らひにや、おしなべてのうひ宮仕のさまよりの思ひあがれる氣色なり。今一所の御曹
子も、近き程なれば、そなたさまに歩みおはして、いと心まづかならねど、この君をば、お
しなべてのきはならずおぼすめり。この御腹に、御子達あまたおはしましき。かくめぐ
らせ給ふ程に、いたく更けてぞ、中宮のぼらせ給ふ。この御代にも、いみじき行幸ども、ゆ
ゝしき事多かりしかど、年のつもりに、何事もさだかならず、月日などおぼろに侍れば、
なか／＼聞えず。

○たゞならぬ御事なり。御懷妊の事なるべし。○公守の大納言なり。左大臣實雄公の子なり。○曹子
とは。部屋をいふ。○さしのぞかせ給ふ。窺ひ給ふよしにて、立寄らせたまへるをいふ。○い
とさゝやかにて。御身の小さやかなるをいふ。これより下の、大納言の女の御ありさまをい
へり。○衣がちは。衣をわまた、襲ね着たまへるをいふべし。○花櫻の云々。胡曹抄に、表白
に、裏青なるをいふ由見えたり。さてあはひ句はしきと、襲ねたる衣の間の、色あひ花やか
に艶めけるを、あかいへり。○山吹の。表薄朽葉に裏黄なりとも、又表黄に、裏青などいへ
り。○玄輝門院の御側に云々。門院の、後深草院の妃、伏見帝の御母にて、藤悟子なり。さて大

御位印本に御
の字を脱せり
補ひにつ

納言の女の、はじめこの女院の御方に、つかへ奉れりしなり。○うひ宮仕の。はじめて宮仕にあ
がれるをいふ。うひのうひかふりのうひと同じく、初の意也。諸本に、うへに作れる、假字
のあやまれるなるべし。よりに今改めつ。その故の、大納言の女、伏見帝をば、女院の側にあ
ありし時より、常に見奉りなれしかば、宮仕なれたるさまを、いへるなればなり。○そなたさ
まの。季子の御曹子のかたをいふ。○心まづかならねど。心おちる給はぬをいふ。○おしな
べてのきはならず。尋常の妃たちよりの、格別に幸し給ふ意なり。○御子達あまた云々。季子
の、藤實雄の女にて、後に顯親門院と申す。其御腹に、花園院、寛性法親王、朝平門院、延明門
院など生れ給へり。○年のつもりに。例の尼の詞にて、年老いたる故に、何事も、たしかに
覚えておぼろに侍れば。行幸などの、その月日といふことを忘れて、
たしかならねば、今の物語せずとなり。

程なく明けくれて、永仁も六年になりぬ。七月廿二日、春宮に御位ゆづりておひ給ひぬ。
霜川になりて、五節の頃、去年をおぼしいで、そのをりに關白にておはせし兼忠のお
といに、櫛つかはすとて、新院。

少女子がさすや小櫛のそのかみを共になれにし時をわすれぬ
御かへし、歡喜園前攝政殿。

いと、又ここの今霄を恐ばる、つげのを櫛を見るにつけても

具守のおま
の女一本に
女さあり
なり給ふ一
なり給ふ一
あり

中宮におり
せ印本に
な一本に
りて補ひつ
き十八字一
申すの下一
にありあり

堀川の具守のおとこの女の御腹に、前の新院の若宮生れ給へりし、六月廿七日御元服
給ひて、八月十日春宮に立ち給ひぬ。御諱邦治ときこゆ。これも内よりは、御年三ま
り給へり。今の御門の十一になり給ふ。御諱胤仁ときこゆ。あてになまめかしうおはし
ます。中宮の御腹に、大かた宮もものし給はねば、この御門をぞ、御子に奉らせ給ひ
ける。讓位の後の中宮もおりさせ給ひて、永福門院ときこゆ。めり、皇后宮も、この頃の遊
義門院と申す。法皇の御傍におしましつるを、中の院いかなるたよりにか、彼のかに見
奉らせ給ひて、いと忍び難くおぼされければ、とかくたばかりて、盗み奉らせ給ひて、冷
泉萬里小路殿におはします。またなく思ひ聞えさせ給へる事かぎりなし。正安二年正
月三日、御門御元服たまふ。今年十三にならせ給へば、御行末はるかなるはどなり。

○春宮に御位ゆづりて云々。一代要記に、伏見天皇、永仁六年七月廿二日丁未、讓位於皇太子胤
仁親王、また、今上皇帝、(後伏見)諱胤仁、伏見第一子、母參議經氏卿女、正應元年三月三日誕
生、同八月十日爲親王、同二年四月二十五日甲戌、立坊、永仁六年七月二十二日丁未受禪、年十
一歳とあり。○霜月になりて云々。同書に、十一月二十日癸卯、大嘗會と見えたり。○去年のおぼ
しいで、新院、即ち伏見院なり。○少女子が云々の御歌。上二句の、そのかみといはん序に
て、櫛の、髪にさゝものなればなり。さてつかはし賜へるものなれば、やがてあかよませ給へり。

下句の、去年の五節のはどり、御みづからも、天位におはし、關白も當職なりしかば、まか
のたまはせたるなり。○いと、又云々の歌。賜はれるつげの小櫛を見るにつけても、去年の新嘗
會に、君も御位におはし、おのれも職にありて、神事に奉仕せる事を、一しは思ひ出られ侍
るとなり。去年のこよひ、即ち新嘗祭の夜をいへるにて、爲相卿記によれば、永仁五年十一月
十五日癸卯、童女御覽、新嘗祭なり。つげの、和名抄に、黃揚、(和名豆介)色黃白、材堅者也と
あり。昔より、櫛の多くこの木にて作れり。さてこの兩首の歌によつて、卷の名とせり。○堀川
の具守のおとこの女。女院小傳に、源基子、後宇多妃、後二條母、内大臣具守一女、父本相國
基具爲子、母從三位平親繼女、弘安八月日奉讓後二條、(十七、或十六)と見えたり。○六月廿
七日御元服云々の。一代要記に、六月廿七日加元服、年十四、加冠左大臣兼基、同八月十日甲子
立太子とあり。○これも云々。後伏見帝の御父伏見帝は、後宇多帝より二歳の御兄にて、其太
子となり給ひしが、それとおなじく、これも、東宮の御歳、三つまさらせ給へりとなり。さて
伏見帝立太子の事、草枕の巻に見えて、いづれも、みかど東宮の御父なれば、こゝに引き出
しなり。○御讓位の後の。伏見帝讓位の後をいふ。女院小傳に、永福門院、伏見后、永仁六年
八月廿一日院號、と見えたり。○皇后宮も云々。給子内親王立后の事は、續史愚抄に、弘安八
年八月十九日己未、本院皇女給子内親王、(十六歳、母東二條院)冊爲皇后宮、(于時非今上妃)云々
と見えたり。また女院小傳に、遊義門院、後宇多后、後二條准母、正應四年八月四日院號、廿永
仁二年六月卅日入上皇宮、廿とありて、上皇と、後宇多院をいふ。○中の院云々。この老の浪

の巻、北山准后御賀の條に、姫君（拾子内親王）云々、つねよりもことにうつくしうぞ見え給ふ、おはしますらむとおもはずまのどほりに、内の上（後宇多）つねに御まじりたゞならず、御心づかひして、御目とゞめ給ふとあるをいふべし。○御門御元服の。一代要記に、正安二年正月三日御元服、年十三、加冠攝政兼基、理髮左大臣師教、能冠内藏頭家相朝臣とあり。

又の年む月の頃、内侍所の御えめのおり給へるの、いかなるべき事にかなど、忍びてさゝめく程こそあれ、東よりの御使のぼるとて、世の中さむぎて、禪林寺殿見奉り給ふ世に「とや正月廿一日、春宮御位に即かせた給ひぬ。おりぬの御門御年十四にて、太上天皇の尊號あり、いときびはにいたはしき御事なるべし。僅に三とせにておりさせ給へれば、何事のはえもなし。この春の、春日社に御幸などあるべしとて、世の中まだきより、おもしろき事にいひあへりつるも、かゝるめりていとさうくし。さてこの君を新院と申せば、父の院をば、中院ときこゆ、御門の御父の一の院と申す。法皇もこの比の、一所におはしますなめり。一院世の政事聞しめせば、天下の人、又おしかへし一方になびきたる程も、さも目の前にうつろひかはる世の中かなど、あぢきなし。

○内侍所の御えめの云々。内侍所の、上に註せり。御えめの、神前に引張る繩にて、和名抄に注連、之利久陪奈波とあり。古事記天窟戸の段に、即布刀玉命以尻久米繩控其後方、自言、從此

禪林寺殿云々
一印本に禪林寺
殿御代と見事
り給ふとやの
しりてとやの
御年二字印本
になし補ひつ
よりさし補ひつ
におりさし補ひ
さにおりさし補
わりのりさし補

この比は一所
一印本にこの比
本にさし補ひつ
ひつにさし補ひ
一院の下世の
て字一本に補ひ

以内、不得還入とある傳に、尻久米繩の、今いふ志米繩なり、土佐日記に、このへの門のふりくめ繩とあり、尻の繩の本をいひ、久米の許米にて、藁の尻を斷去すて、さながら許米置たる繩なり、書紀に端出之繩と作て、此云斯梨俱梅離波とあるにて知べし、端出とい、斷ざる藁の尻の出たる由にて、即後世の志米繩の狀なり、又師説に、尻の後方の意、久米の限目にて、今天照太神の御後方に、引わたしたる限目の繩なる意なりとあるも、さることなり、いづれならむ、決めがたしと見えたり、おり給へるの、堅ちたるをいふ。○東よりの御使のぼるとて。一代要記に、正安三年辛丑十月七日、東使入浴、山城守行貞、隱岐前司時清、依御治世事也とあり。十月の、正月の誤なるべし。○禪林寺殿云々。禪林寺殿の、龜山院の御所にて、やがて龜山法皇を、さし奉れり。さて今の、後深草法皇の御一流、當代に居給ふを、こたび關東よりの使は、龜山法皇の御系統なる、東宮を位につけ奉りて、即ち龜山法皇の院中に、天下の事を知ら給ふべき世に、ま奉らむとにやあらんとの意なり。○正月廿一日の。一代要記に、後二條天皇、正安三年正月廿一日壬戌受禪、年十七とあり。○わづかに三年にて。永仁六年七月廿二日受禪、明年正安と改元あり、さてことし正安三年まで、四年にわたれり。本書三年とあるの、いかにぞや。○何事のはえもなしの。御在位のはどわづかなれば、一向に、世にはえなくしき事もあらざりきとなり。○この春の云々。さればこの春に、春日行幸など、花やかなる事もあるべしとて、早くより、面白き事に思ひて、待ちわたるに、かく御讓位なりたれば、世の中寂寥として、甚ださびしとなり。○一所は。後宇多院、龜山法皇と、御一所なるをいふ。○おしかへし一方に。持明院殿の御方を

給へり印本に
給へり印本に
給へり印本に
給へり印本に
給へり印本に
給へり印本に
給へり印本に
給へり印本に
給へり印本に
給へり印本に

さりとて、上下ともに押し返しつゝ、禪林寺殿の方に靡くさまをいふ。○さき目の前に云々。さのふりけふと、目前に、まか人の心の、かはりゆく世の中なる事と、物うく思はるとなり。

土御門の前の内の大臣定實、六月に太政大臣になり給ふ。いとめでたし。故大納言入道願定の、本意なかりし御おもておこし給へる、いとゆゝし院の御おぼえの人なるうへ、才もかしこくおはすれば、世に用ひられ給へり。御子の大納言雅房、中納言親定とて、いづれも才ある人にておはしき。持明院殿には、世の中すさまじくおぼされて、伏見殿に籠りおはしますべくの給へれど、二の御子坊にさだまり給へば、又めをたくて、なだらかにておはしますすべし。先に聞えつる御母女院の御腹からの姫君、願親門院と聞えし御腹なり。八月十五日まづ親王になし奉らせ給ひて、同廿四日に春宮に立ち給ひぬ。かくて新帝の十七になり給へば、いとさかりにうつくしき御心ばへもあてに、けだかうすみたるさまして、おめやかにおはします。三月廿四日御即位、この行幸の時、花山院三位中將家定、御劔の役をつとめ給ふとて、さかさまに内侍に渡されけるを、今出川の大衛臣御らむと答めて、仕出とめらるべきよし申されしかど、鷹司の大殿基なかく、さたがましくてあしかりなむ、たゞおとなくこそと申し留め給へりしこそ、なさは深く侍りしか。後に思へば、實にあさましきことのあるし、延や待りけむ。十月廿八日御禊、この

女御代印本に
女御代印本に
女御代印本に
女御代印本に
女御代印本に
女御代印本に
女御代印本に
女御代印本に
女御代印本に
女御代印本に

度の女御代にも、堀川の具守姫君いで給へり。今後二條のうへも、源氏の御腹にてもものし給ふ、いとめづらしくやむことなし。されどうけばりたるさまにはおのせぬぞ、心もとなかめる。

○土御門の前内大臣定實。公卿補任に、太政大臣源定實、正安三年六月二日任とあり。○故大納言入道の云々の。後深草院建長七年四月十二日の除目に、右大將望みたりしに、引たがへて、藤原公基を任せられしかば、其恨にたへずして、即夜出家し、高野に籠れるが、その後後嵯峨院御幸の時、かの菴室をたづねさせ給へりしに、跡をはらひて、桂の葉室の山莊へにげのぼりし事、おひる雲の巻に見えたり。さてこの定實公の、父願定卿の、本意なかりし不面目を挽回して、かく太政大臣にのぼり給へる、まことにゆゝしき御ありさまなりとの意なり。○院のおぼえの人の。この定實の、龜山法皇の御寵遇を蒙れる人の意、御おぼえの、御おぼえあるといはんが如し。○大納言雅房中納言親定の、一代要記に、大納言源雅房、正二位、元春宮大夫、正安四年廿八日彈正尹、同九月二十八日薨、年四十一、中納言正二位源親定、嘉元三年正月十二日、任大納言とあり。○伏見殿に云々。また禪林寺殿がたの御治世となりしかば、持明院殿がたの、俄に寂寞のさまとなりて、世の中もおもしろからず思しめさるゝによりて、一旦の、伏見殿に籠居して、世にまじらであらんかともたまひしかど、伏見院第二の皇子、先帝の御弟におはします宮の、太子に定まり給へるによりて、又その行末をたのしみ思召しつゝ、めでたくて、平穩におはしますすべしとなり。○先に聞えつる云々。この二宮の御所生を申すなり。○

御母女院の。伏見院の御母、玄輝門院藤子にて、藤實雄公の御女なり。さて顯親門院季子の、その御妹なり。一代要記に、常帝(花)諱富仁、號花園院、伏見帝第二皇子、以永仁五年七月廿六日誕焉、正安三年八月十五日辛巳爲親王、同廿四日庚寅立坊、年五歳と見えたり。されど女院小傳によるに、猶本書の如く、花園院の御母の、顯親門院にて、廣義門院の、後二條帝の准母なるよし見えれば、一代要記の誤なるべし。○けだかうすみたるさまの。氣高く、眞面目に、すましたるさまの意也。○おめやかに。そはくどせずして、沈着におはしますをいふ。○この行幸の。即位につきて、太政官の正廳に、行幸なりしをいふ。一代要記に、三月廿四日甲子、即位於太政官廳とあり。○御劔の役の。行幸の時、晝の御坐の御劔を、とり傳ふる役にて、さて内侍に傳へ、内侍これもちて供奉するなり。○御らむじとがめて云々の。御劔をさかさまにして、内侍に渡したるを、不吉の事なりと、見咎め給ひて、家定を召籠めんといはれしとなり。○なかく云々。鷹司基忠公の詞にて、さるの不敬の事なれど、そを咎めて、出仕を停めなど、沙汰がましくせば、即ち不吉とか、凶兆とか、いふ事もいできて、折角の大禮を、傷くるやうの事になりて、却ておほやけの御爲に、わるき事にならんと思へば、たゞおらざるに、音もせず過るこそよけれとなり。○後に思へば云々の。この帝、在位わづかに七年はしまして、御年廿四にて、かくれさせ給へば、思へばこれぞ、その前兆にてありしならむと也。○今のうへも源氏の御腹云々。後二條帝も、御母の内大臣源具守の御女基子、西花門院と申す御腹におはして、又この度の女御代に、そのはらからなる、瑜子のまわりしかば、源氏の、かく代々後宮

にわがり給ふが、めづらしくやむことなしとなり。○されど云々。併しながら、後宮にわがり給へど、猶攝家西園寺家などより、わがれるにくらべて、更に勢なくて、何事もおしはりてする事をえざれば、それを猶心もとなきとなり。

又の年の乾元元年六月十六日龜山院へ行幸あり。法皇いと珍らしくうつくしと見奉らせ給ふ、曉歸らせ給ひぬるのち、龜山法皇より、後二條内に聞えさせたまふ。

またはる、名殘にたへず月を見れば雲の上にご影のなりぬる御かへし、後二條内のうへ、

君のよし千年の齡たもてればあひ見むことのかずもあられず

一院は忠繼の宰相の女の、中納言典侍殿といふ腹にも、男女御子たちわまたものし給ふ中にも、勝れ給へる内親王を、いとかなしきものにかしづき聞えさせ給ふ。この御代にもまた、爲世の大納言うけたまはりて撰集あり。新後撰集ときこゆ。嘉元元年ひろうせらる。

○又の年の。乾元元年にて、正安四年十一月二十一日改元ありて、乾元元年といへり。六月の、いまだ正安の年號なり。○またはる、云々の御歌。あまりのめづらしさに、一夜の御對面にあかず、またはしき名殘にたへかねて、還御ありし空をうらながむれば、有明の月も、さながら雲

にへだてられて、影の見えぬ如く、わが君も、はや禁中にたちかへらせ給ひて、見れどく、影だに見奉らえずとなり。月の雲にかくるゝを、主上の禁中に、遠御あらせられしに譬へたり。○君のよし云々の御製。わが法皇に、千年の齡をも保つべくおはしませば、これより後、行末久し、逢見奉らむことの數の、幾千たびといふ數もふられず、さればこの曉たちわかれますしとて、いたくわび給はでおはしませと、なぐさめきこえ奉れる意なり。○中納言典侍殿の藤忠子、後に談天門院と號せらる。○内親王の。後に達智門院と申し奉る。これ後醍醐帝の皇姉なり。○新後撰集の。拾芥抄に、新後撰集二十卷、正安三年辛丑十一月二十三日、依後宇多院々宣、前大納言爲世卿撰之、嘉元二年十二月十九日奏之とあり。本書に、嘉元元年とせるの、勅を蒙りし年を誤れるにあらじか。

嘉元二年 公子
かくて又の年春の頃より、東二條院御惱日々におもり給ひて、今いと見えさせ給へば、伏見殿へいでさせ給ひて、遂にうせさせ給ひぬ。七十にあまらせ給へば、ことわりの御事なり。法皇もその御なげきの後、をさく物聞しめさずなどありしをはじめにて、うち續き心よからず、御わらはやみなを聞ゆる程に、七月十六日、二條富小路殿にて、かくれさせ給ひぬ。六十二にぞならせ給ひける。いとあはれに悲しきとも、いへばさらなり。御孫の春宮もひとつにおはしなすれば、急ぎて外へ行啓なりぬ。御修法の境ども、こぼくと毀ちて、くづれいづる法師原のけしきまで、今をかぎり、とちめはつる世の

なご聞ゆる印
本と聞ゆるこ
あり今一本に
よれり

ありさまいとかなし、宵過ぐるほどに、六波羅の貞顯憲時二人、御とぶらひに参れり。京極おもての門の前に、床子にまうかけてさぶらふ隨ふものども、左右になみわたるさま、いとよそはしげなり。

○東二條院の。後深草院の皇后にて、實氏の二女なり。女院小傳に、東二條院、正應六年六月七日爲尼、(圓鏡智、六十) 嘉元二年正月廿一日御事、七十とあり。○今いと云、今の御命の限りと、見えさせ給へるによりてとなり。○ことわりの御事は、御年七十三におはしませば、もはや御充分の御壽命なれば、御道理なりと也。○其御なげきの後、東二條院崩御の御愁傷よりどの意なり。○をさく。俗に、あまり、又い、少しも、などいはんが如し。○御わらはやみの。瘡病をいふ。和名抄に、瘡病、説文云、瘡、熱寒並發、二日一發之病也、音瘡、俗云衣夜美、一云和良波夜美と見え、狩谷氏の箋註に、和良波夜見、見源氏物語若紫卷、萬安方、訓於古利也美、又布留比也美、今俗呼於古利云々とあり。○外へ行啓なりぬは、皇太子も、後深草法皇と、御同宿におはしなすしによりて、御穢にふれ給はぬ爲なり。續史愚抄に、嘉元二年七月十六日丙寅、申刻法皇(一院)崩於富小路殿、(御年六十二)因春宮渡御二條富小路殿、(按新院御方歟、日來法皇院、一院御同坐)と見えたり。○御修法の境は、法皇の御惱祈禱のために、設けられしなるべし。○こぼくは。壇を毀つ音なり。○くづれいづる法師は。御修法のかひなく、法皇の崩御ましくたれば、あまたの法師どもの、うちつれうろたへて、亂れいづるをいふ。○今をかぎりと云々。法皇の御身も、この世も、今を限り、とちめ終るやうに思はるゝあ

りさまのかなしきとなり。○六波羅の云々。南北六波羅探題ども、やがて非常警固にまゐれるなり。○京極おもての門は、二條富小路殿の東の御門なり。○床子は。床几にて、腰などかくるものなり。○随ふものどもは。随兵をいふ。

又の日夜に入りて深草殿へゐてわたし奉る御車さしよせて御くわむ乗せ奉るほど、うちとよみあひたるいとことわり心をさむる人もなし。院の御前宮だちなど、わらぐつとかやいふもの奉りて門まで御送つかうまつらせ給ひて、とみにもえのぼらせ給はず御直衣の袖をおしあて、遙に程経てぞ御車にたてまつりて伏見殿への御おくりもせさせ給ひける院のうちゆしきまでなきあへり。後深草院とぞきこゆめる。御日敷のはとは伏見殿に宮たち遊義門院などおはします。秋さへふかくなり行くまゝに、よとどもの御派ひる間なくおぼしまとふ遊義門院。

物をのみ思ひねざめにつくくどみるも悲しきともし火の色
春きてしかすみの衣はさぬまにこゝろもくる、秋ぎりのそら

○深草殿は。舊跡詳ならず。深草は山城國紀伊郡にあり。都名所圖會に、深草里は、ひがしの谷口山を限り、西の竹田里、南の墨染、北の稻荷を限る、これ一ヶの勝地にして、いにしへより、高貴の山莊、寺院の大廬多しとあり。○御棺の。なき御からを、藏め奉れるひつぎなり。ひつぎは、ひときの轉にて、和名抄に棺、四聲字苑云、棺、(音官、一音貫、比度岐)所以盛屍也

とみにの下も
の字一本によ
りて補ひつ

行くの下ま
の二字も一
木によれり
よこし印本
によこし
あり一本に
りて改めつ
春きてし一本
あり

とありて、其製の莖儀類證に見えたり。○うちとよみあひたる。人々の、聲を擧げて、泣きかなしむ意なり。○心をさむる人なし。心もそらに、おちのざるよし也。○わらぐつ。莖履にて、草鞋と、同物にわらず。和名抄に、履、史記注云、履、(和良久豆、草履也)とありて、粗末なるものなり。さて莖送のとき、供奉する人は、莖履をつけて、白木の杖を持つよし、莖儀類證に見えたり。さて此時も、伏見院、及び皇子たち、富小路殿の御殿より、御門まで、莖履をつけ給ひて、送り給ひしなり。○とみにも云々。富小路殿の御殿より、御棺出でさせ給ひてのちも、直に御車にのり給はず、直衣の袖を顔におしあて給ひ、まばし見送り奉り給ひてのち、漸く御車にて、伏見殿まで送り給へりとなり。なほ此時のさまの、西園寺公衡公の記、嘉元二年七月十七日の條に、次御車云々、次上皇御歩、(但於門内北腋令陪御、公卿以下於御前躡居出門)云々、出御之後、上皇即幸伏見殿、(但密々御幸山作所、御遠見御茶啜之儀云々、又遊義門院同如此云々)御莖禮之御殿可尋記、依御存日御遺誠、以深草經親卿山莊之傍山、爲山作所、法華堂造營以前、御骨暫可安置安樂光院、(雅親卿管領之堂也、在深草)佛壇下云々、是皆有沙汰云々と見えたり。○院のうち云々。院中の人々、忌々しきはど、いづれも泣きたり也。○御日敷のはどい。御中陰の間をいふ。○よと、もの御派は。つくる限りもなき涙をいふ。さて古今集戀二に、貫之の歌、よこしにもなかれてぞゆく涙川冬も氷りぬなわなりけり」とあるによれるなるべし。○物をのみ御歌。物思ひをのみまつ、寐たる、寐さめにの意なり。下の句、こゝろあきらかなり。○春きてし云々の御歌。この春む月ばかりに、東二條院崩御によて、若御

せる喪服の、涙にぬれたるを、いまだはしあへぬほどに、又法皇の崩御ありて、心もいと聞
にくれまどふほどに、霧たちわたる秋の空さへ、暮れゆくとなり。霞の衣とい、たゞ霞をいふ
に、墨の衣をかねたり。くる、心のくれまどふに、秋の暮るをそへ、さて霧といひ下して、
上旬の霞といへるにかけ、はせたり。正 廿一日、東二條院崩御の事、御前に見えたり。

年かへりぬれば、嘉元三年 なるは、法皇またなやみとて、龜山殿へう
つらせ給ふいふく、に御修法やなにくれ御病も、こらたくせさせ給へるもまるし
なくて、九月十五日のあけぼのに、おにかくれさせ給ひぬ、去年今年の世のさがなさう
ち給きたる人々の御歎ども、いはむかたなし。世を背かせ給ひにし初つかたの、いとき
はたけうひじりだちて、女房など、御前にだに参らぬ事なりしかど、後にい、ありしより
猶たはれさせ給ひし程に、永福門院の御さしつぎの姫君瑛子はや御さかりも過ぐる程な
りしを、この法皇龜山にまゐらせ奉らせ給へりしが、かひくしく、水の白浪にわかやがせ
給ひて、やがて院號ありしかば、昭訓門院瑛子ときこえつる、その御腹におと、しばかり、若
宮生れ給へるを、かぎりなくかなしきものに思されつるに、今すこしだに見奉らせ給
はずなりぬるを、いみじうおぼされけり

○萬里小路の法皇の。龜山法皇、この殿におはしませばいへり。○なやみとて。御病氣とて

給へりしの下
の字一本に
ふりて補ひつ

の意。○こちたく云々の。種々の御修法、其他神社佛寺へ、御惱平癒の御祈禱等、仰山なるま
で、せさせ給へれど、更に其驗なくてと也。○去年今年の世のさがなさり。去年正月に、東二
條院、七月に後深草院、今年又龜山院、打積き崩御ありしをいふ。さがなさり、不祥の意也。○
世を背かせ給ひにし云々。龜山院の御行跡をいへり。さて龜山院の御出家の、正應二年にて、今
日の日影の巻にあり。○いときははだけう云々。御出家已前の御行跡とい、引かへて、甚きはだら
で、御心だけく、浮世の煩惱を捨て、聖人めきて行ひすまされ、女房なども、遠ざけ給ひたりし
が、程經給ひて、御出家已前よりも、一しは甚しき、御ふるまひなりと也。○御さしつぎの
姫君の。女院小傳に、昭訓門院、瑛子、龜山妃、大相國實兼二女、母内大臣通成女、從一位源顯
子とあり。○はや御盛りも云々の。同書に、正安三年正月十六日人法皇宮廿九とあり。○水の白
浪に云々。新古今集春上に、「降積る高ねのみ雪とけにけり滑瀧川の水の白浪」とある歌の意に
て、再び春に立かへり、若返るをいふ。若やぐい、若くなる意なり。○若宮の。昭明親王にて、
後に二品式部卿となり給へり。○今すこしだに云々。若宮、今年未だ三歳におはしますと、今少
しおよすげ給ふ程までも、見奉らずして、崩御ありしを、悲しき事に、法皇の思召れたりと也。
されば此若宮を、歸の君などに、思しよそへおはしましたりけむ、後宇多の御病に、昭明親
王歸貳間事、當時后宮女院等之間、可備其器之仁、無所生之上者、承候之趣、非謂候歟、今度
沙汰之時以此旨可被仰合關東之由、承候了、每事被仰置之趣、不可有相違之條、勿論心安被思
食之條、年來孝行所存、可願此時候歟、恐惶謹言、嘉元三七月廿八日、世仁とあり。是後宇多院

おのりさせの下の
給ふの二字一
本の座主の上
印本に法親王
た一人とよ
り今一本と改
に一且つ改
奉りて印本に
奉るより作
三條前中納言
の御前納言
一木に納言
御印本及び諸
木に御印本に
より公親任の
ひき改めつ
の六字印本に
りて御印本に
公貫印本に實
公貫印本に實
なり今一本に
より

の、龜山法皇に奉り給へる御書なれば、其程の事状を、窺ひ知るに足れり。

さてしもあるらぬならひなれば、おなじ十七日に、御わざの事せさせ給ふ。ことわりといひながら、いとかめしう人々仕う奉り給ふ。綱代ひさしの御車、前右大臣殿よせさせたまふ。烏帽子直衣、袴きはにて参りたまふ。院後宇多のうへも庭におりさせ給ふ。山の座主聖眞助護院、十樂院、三人の法親王たちなると、わらうづをぞ奉りて、上の山まで御供せさせ給ふ。上達部に、前右大臣公衡、西園寺大納言公顯、萬里小路大納言師重、源中納言有房、三條前中納言實躬、宗氏の二位、重經の二位、爲雄の宰相、經守、爲行、親氏などなり。殿上人の賴俊朝臣、忠氏、爲藤、國房、經世、泰忠、光忠、皆狩衣の袖をふぼりくまゐる氣色さへ、おはれをそへたり。院後宇多も御供にひきさがりて参り給ふ。花山院權大納言、西園寺中納言、土御門大納言、御子親實の少將、御太刀持ちて御供せられたり。よそほしかりつる御ありさまも、いとはどなく、只時の間の煙にてのぼり給ひぬれば、誰もく夢の心ちして、ほのくくと明けゆく程に、おのくまかで給ふ。三條大納言入道公貫、萬里小路大納言師重など、とりわき御志ふかくて、御茶茶匙のはつるまで、墨染の袖を顔におしあてつ、候ひたまふ。かねてより山道つくられて、本草草きはらひなどせられつれば、露けさぞ、わけむ方なき涙の雨のそふなるべし。丙よりの御使には、はじめ長親朝臣、雅行、有忠朝臣な

と三度まゐる。ふるき例なるべし。

○さてしもあるらぬならひ云々。崩御あらせられし上、いつまでかくてあるべきにあらねば、この世の習として、御葬送のわざを、十七日に行はせられたりとなり。○ことわりといひながら、當代の祖父御門におはしませば、天の下あるさかり、後の御事に奉仕する、勿論の事といひながらも、實にいと嚴かにせられたりと也。龜山院御葬禮の事、委しく龜山院御凶事記、同葬禮記等に見えたり。○綱代ひさしの御車。綱代もて張りたる、庇の御車なり。○袴きはにて参り給ふ。袴のそばなどをとるをいふにや。又は括などきはやかに上るをいふなるべし。尙あすか川の巻にも、新院は云々袴きはにて中門にたちて、迎へさせ給ふ云々とある、合せ見るべし。○山の座主。以下三人の法親王の皆龜山院の御子なり。○わらうづの。上に註せり。○山の上までの。龜のを山の上にて、即ち御茶匙所をいふなるべし。○狩衣の袖をふぼりくまゐる。供奉の道すがらも、かなしみ奉る涙に、狩衣の袖をふぼるよしなり。○院も御供にひきさがりて。後宇多院宇多院も、一段ひきさがりて、後より送り奉り給ふと也。○花山院權大納言以下。後宇多院に供奉せられし人々なり。○よそほしかりつる御ありさまも云々。龜山院御火葬のこをいへるにて、後二條帝即位の後、御祖父の院にて、よろつきらやかにおはせし事も、まだわづかなる月日にて、幾程もなく崩御あらせられ、今たゞ一時の間の、茶匙の烟と化し去り給ひぬるを見奉るにつけても、世の常なくはかなきに、誰もく夢を見るやうなる心地して、御わざを終り、夜の明るく頃に至りて、人々皆退出せられたりとなり。○御茶匙は釋氏要覽に、闍維或

御母の二字印
本に脱せり准
後の下書きこ
ゆるの四字印
一本になし並に
袖一本によりて

をいひて、夏の初、また八九月の頃用ふるよし、夜鶴裝束抄などに見えたり。女裝束のひへ
ぎとのことなり。○ひあふぎの。檢扇なり。上に註せり。○御だいの。供御の臺盤なり。さて
臺盤も、黒漆に改め、其他の調度も、皆黒を用ひらるゝよしにて、こも師時卿記同日倚廬の條
に、大盤朱如本、情案、大盤可用黒漆歟とあり。○御方々の。後宮、および御子たちをいふ。即
ち下の方々也。○昭訓門院の。實兼の二女にして、龜山院の御妃なり。○准后などきこえつれば
の。女院小傳に、談天門院忠子、後醍醐母、後宇多妃、永仁六年七月廿一日從三位一龜山御沙
汰、正安三年七月廿日准三宮、^四とあり。上に、中納言典侍殿と見えたる御方なり。○昭慶門
院以下、性融法親王まで、皆龜山院の皇女皇子たちなり。○昭訓門院のやがて云々。女院小傳
に、嘉元三年九月廿一日爲尼、眞性覺、^三とあり。○この院に法華堂をたて云々。山城名勝志
に、龜山院法華堂、嵯峨小指圖、在天龍寺雲居巷西とあり。○禪林寺殿をば云々。禪林寺殿の、
龜山院、弘安中、離宮として創せられ、正應中、あらためて禪院とせられたる、即ち南禪寺な
り。山城名勝志に、倭漢禪刹次第云、南禪寺者、爲勸願皇居之間、可爲五山之上者也、至徳三
年七月十日、左大臣と見えたり。南禪寺の事、既に今日の日影の卷に註せり。尙くはしく、南
禪寺記を見るべし。

内親王のFな
なし云々は七
字印本に七
一本によりて
袖一本によりて

きに、山の木の葉も涙あらしそふ心ちして、いとかなし所がらしも、いとあはれをそへ
たり。川浪のひゞき、どなせの瀧の音までも、とり集めたる御心の中どもなり。御日數の
はせの、^{後醍醐}帥の宮ひとつ御腹の内親王^{非子}なども、この院におはしますほど、つれづれなるま
ゝに、ばかなし事など聞えかはして、花紅葉につけても、むつまじくなれ聞え給ふべし。
○帥宮の。太宰帥に任せられ給へれば、まかいへり。○御傍さらず云々。御傍をはなれず、近く
御馴れしめ給ひてとなり。○人よりことなり。このみこ、他の人よりの、格別になしみ歎
き給ふべしとなり。○頃さへ云々。時節も、恰も九月末の方なれば、空もうちまぐれたるに、山
の木の葉もみだれおちて、たぎちおつる涙に争ふ心ちして、ますます悲しとなり。○所がらし
も云々。龜山殿の場所がらさへも、寂しき所にて、わはれさを加へたりとなり。○川浪のひゞ
き。大井河の浪の音なり。○どなせの瀧。おりる雲の卷に註せり。すべて龜山殿のありさま
は、かの卷をあはせ見るべし。○御日數のはせの。上にも見えて、即ち中陰の間をいふ。○ひと
つ御腹の内親王の。非子内親王にて、上にも見えたり。○この院の。龜山殿なり。○つれづれな
るの。徒然なる意。○はかなし事。なにといふ事もなく、かひなき事の意。まこえかはし。
はかなき歌を、かたみに詠みて、贈答し給へるをいふ。

大多勝院の下
の字印本に
にさありて改め
つにさありて改め

後醍醐
帥の御子の、大多勝院の西の廂にわたらせ給ふ。御前の松の木には、はひかゝれる菖の紅
葉の、いたう染めこがしたるをとりて、九月三十日の夕つかた、^{後醍醐}昭訓門院の御方へ奉ら
つげの小梅

せたまふ。

帥宮
あすよりのしぐれもまたで染めてけり袖の涙や葛のみみち葉

木の葉よりもろき御涙は、ましていとせきかね給へりし御かへし、

昭訓門院
よもはみな涙の色にそめてけりそらにはぬれぬ秋のみみち葉

あはれに見奉らせ給ひつゝ、名残もいみじくながめられて、高欄におしかゝり給へる夕ばえの御かたち、いとめでたし。ありつる紅葉を、西園寺大納言公顯のどの所へつかはす。

帥宮
雨どふるなみだの色やこれならむ袖より外にそむるもみち葉

瑛子
女院の御せうとなれば、ちめやかなる御山ずみの心苦しさに、さぶらひ給ふなりけり。御返事、

公顯
いくまはか涙の色のそめつらむ今日をかざりの秋のみみち葉

○大多勝院の。龜山殿の中にあり。おりぬる雲の巻に。大多勝院と開ゆるの、寢殿のつゞき、御持佛すゑ奉らせ給へり、云々と見えたり。○いたう染めこがしたるの。いみじく紅に、もみぢまたるをいふ。染めの、露霜などにうたれて、色に出たるをいふ。こがしての、焦してにて、甚く紅になるを、物の火に焦れたるが如きに、たとへいへり。○あすよりのの御歌。あすよりの、

まぐれする神無月になるべき今日、まだそのまぐれをもまたで、かく奉れる如く、紅にそめたり。さてまぐれぬほほに、紅葉すべき理なきを思へば、この、わが法皇をかなしみ慕ひ奉りて、泣く袖の紅なる涙の、かく葛の紅葉を、染めたるならむかど也。初二句、時雨の、冬のはじめにふるものなれば、まかいへり。○もろき御涙の。はかなく、何となきにおつる涙をいふ。○せきかねの。涙のたえずおちて、とゞめがたきを、川の水を、堰きとゞめがたきにたとへいへり。○よもりみなの御歌。初句の、四方の山々の皆の意。四句の、空よりふりくる時雨にぬれぬの意にて、また九月にて、時雨にかゝらぬに。かく色にいでたる四方の山々の紅葉の、みなわれらが紅の涙にそめたるにて、今のたまへおこせつる、御歌の如くに侍りとの意なり。○あはれに云々。帥宮の御歌を、昭訓門院の、あはれに見奉り給ふよしなり。○名残もいみじく云々。帥宮の御歌につけて、法皇の御名残も、いとまのばれ、いみじく物思ひせられて、高欄によりかゝり、もたれ給へる御姿に、夕ぐれの日影の映れるほど、いとめでたき御有様なりとなり。ながめの、長目にて、物思ふとき、何となく、空など見つめをるをいふ。夕ばえの、夕日のかゝやき映れるをいふ。○ありつる紅葉の。帥宮よりおこせたる紅葉なり。○どのの所。宿直せる所をいふ。大納言公顯も、中陰のほど、この殿に籠り候せるなり。○雨どふるの御歌。こゝろ前々の御歌におなじ。袖より外との、袖の紅にそまれるの勿論なれど、袖の外に、尙紅葉までそめたるよしなり。○女院の御せうと。昭訓門院瑛子も、この公顯も、ともに太政大臣實兼の御子にて、公衡の御兄弟なり。○ちめやかなる御山ずみの云々。中陰のほど、女院の、龜山殿

にこもりぬ給ふ御心苦しさを、慰め奉らむとて、かく伺候せるなりとの意なり。○いくまはかの歌。意あきらけし、今日をかきりの秋とい、九月三十日なれば、まかいへり。

時雨はしたなく、風あら、かに吹きて暮れぬれば、宮内後醍醐に入り給ひて、御殿油近くめして、晝御覽じさしたる御經など、讀み給ふほせに、若殿上人どもうちつれて、こなたの御とのゐにまゐれり、晝のつたの葉の散りほひたるを、人々見るに、宮後醍醐それにおのく歌書きてとのたまへば、中將爲藤朝臣、

清忠朝臣、
もみぢ葉になくぬいたえず空蟬のからくれなゐも涙とや見む

光忠朝臣、
山姫のなみだの色もこのころいわきてやそむる蔦のもみぢ葉

世の中のなげきの色をさらねばやこぞに變らぬ蔦のもみぢ葉
これらをととりあつめて、北殿の内親王非子の御方へ奉らせ給へければ、

○時雨はしたなくい。時雨の甚しくふるをいふ。○御殿油は、御燈火をいふ。○御覽じさしたるい。よみかけ給へるの意。なかはにして、いまだ了らざるを、見さす、きいさすといふなり。

經に印本あり
ちりほひ印本あり
り並に改めつ
中將二字印本あり
にたりて一本に
なくれは補ひつ
す印本はたつ
れ印本はたつ
あり一本に改めつ
りて改めつ

光忠一本光た
かに作れり
北殿一本に常
盤井殿あり
のこりけり印
本にのこりけ
るさあり一本
つによりて改め

○こなたの御とのゐに云々。この御宮の方の宿直として、參上せりとなり。○ちりほひたるい。散りこぼれてあるをいふ。○それにおのく歌かきてい。その蔦の葉に、各歌よみて、書きて奉れど、御宮の仰せ給へるなり。○もみぢ葉の歌。法皇におくれ奉りてより、泣く聲の、常にたゆることなくて、今にやれるが、この紅葉を見るにつけて思へば、紅の色も、やがてわが涙の色なるかと思はるとなり。空蟬の、蟬のゆけがらをいひて、からどいはむ料なり。さてなくねも、蟬の縁語なり、○山姫の云々の歌。この蔦の紅葉の色を見れば、山姫も、此頃の、法皇をかなしみ奉りて、なく涙の色も紅にて、さてこそ別して、かく蔦の紅葉をそめたるならめとなり。○世の中の云々の歌。なげきの色とい。墨染の衣をいふべし。さて法皇の崩御によりて、世の中なげきかなしびて、一樣に、墨の衣にやつれをること、も知らぬ故にや、蔦の葉の、去年にかはらず、紅の色にそめいでたるならむとなり。○北殿の。龜山殿の北の方の殿なるべし。内親王のおはします所なり。○さすかなほの御歌。秋のきのふと暮れゆきたれど、その色い、さすがにやはら蔦の木に葉に残りたり。さてこそかたみにとめてわかれいにし秋も、別れ奉りし法皇の御上も、この形見を見るにつけて、悲しく思ふとなり。

雨うちそゝぎで、けはひあはれなる夜、いたう更けて、御宮例の北殿へ參り給へれば、後醍醐宮も御殿でもりぬ候ふ人々も、みなまづまりぬるにや、格子などた、かせ給へど、あくる人もなければ、空しく歸らせ給ふとて、書きてさしはさせ給ふ、
おのづからながめやすらむとばかりにあくがれきつる有明の月

御かへしまたの日、

井子内親王
いたづらに待つよひすぎし

○けはひあはれなる夜の。様子の何となくあはれに、悲しき夜となり。○北殿の。即ち井子内親王の御所なり。○御殿でもぬい。御殿なりたるをいふ。○格子の。木をたて横にくみて戸とし、わけおろしするやうに、作れるもの也。既に註せり。○かきてさしはまさせ給ふ。次の歌をかきて、格子に挟みおかせ給へりとなり。○おのつから云々の御歌。自然物思ひまつ、うちながめ給ひて、夜ふかくおきぬ給ふらむと思ふばかりに、曉かけてとひ奉れるに、われをばまらつけ給はで、おんどのごもられ給へれば、空しくかへれりとの意なり。あり明の月を、みづからにたとへ給へるにて、曉かけて、とひ奉れる由をまらせたり。○またの日。翌日なり。○いたづらに云々の御返歌。よひのほど、とぶらひ來給はむかと、まちくして、徒に夜をすこしたれど、つひに見えたまはねば、さてこの村雨に、あり明の月も、見えぬ事と断念して、人々もみづからも、まづまらたるなりとの意。三の句の、村雨にの意、思ひぞたえしの、俗にあきらめたりといふに同じく、断念の意なり。ありわけの月の、前の御歌を、やがてうけて、帥宮をさし奉れり。

月日程なくうつりぬれば、院も宮々も、おのくちりくにあかれ給ふほど、今すこし、ものがなしさ増る御心のうちともいつきせぬと、世のならひなれば、さのみしもの

都の下にも
二字印本にも
てし一本に
補ひつ

井子内親王
昭慶門院のおまたの宮たちの御中に、勝れてかなしきものに思ひ翻えさせ給ひしかば、御處分などもいどこちたし、大井河にむかひて、離れたる院のあるとを奉らせ給へれば、そこにおはしまし、はるかに川ばたの、女院など、人の申し侍りしかの所の臨川寺とぞいふめる。都にも土御門室町にありし院、いつれも、この頃の寺になりて侍るめりとぞめでたくこそあはれなれ。

○月日程なくうつりぬれば云々。かく中陰にこもりあるほどに、月日の矢の如く、幾程もなく、四十九日を過ぎて、女院たち、御子の宮々も、各々が御方に立別れ、還らせ給ふほど、共に一つに給へるよりも、一層物悲しさの増りて、哀しき御心の、いつれもつくる期なけれど、さりとて世のならはしなれば、いつまでも、かくてあるべき事ならねば、やむことを得ず、立別れ給へりとなり。○かなしきものには。かはゆき者にの意。○御處分なども云々。御領の莊園などの御處分も、あまたつけ奉られしとなり。○大井河にむかひて云々臨川寺とぞいふめる。山城名勝志に、臨川寺、在天龍寺東、大井川端、十刹第二、三會院云々、嵯峨齋園、河端殿御所、在大橋社東、當臨川寺地とあり。○土御門室町にありし院。こも昭慶門院の御所にて、そを後に、寺となせりとなり。寺の名詳ならず。

増鏡詳解 卷の中終

つげの小御

明治三十一年二月廿八日印刷
明治三十一年三月四日發行

定價金四拾五錢



著者 和田英松

著者 佐藤球

發行者 三樹一平

印刷者 近藤圭造

印刷所 近藤活版所

發行所 明治書院

東京市神田區三河町二丁目十六番地
東京市神田區新田町五丁目廿六番地

●大集
●増鏡詩解
●新古今和歌集詳解

明治三十一年二月廿八日印刷
 明治三十一年三月四日發行

定價金四拾五錢



著者 和田英松
 東京市本郷區湯島新花町百〇六番地
 著者 佐藤球
 東京市下谷區北稻荷町廿四番地
 發行者 三樹一平
 東京市神田區錦町壹丁目十三番地
 印刷者 近藤圭造
 東京市麹町區飯田町五丁目廿六番地
 印刷所 近藤活版所
 東京市麹町區飯田町五丁目廿六番地

發行所 東京市神田區三河町二丁目十六番地 明治書院

特約大賣捌 東京神田通新石町 同文館 大坂東區備後町 吉岡平助

明治書院出版書目録

(明治三十一年二月現在)

第一高等學校教授 落合直文先生 合著
 第一高等學校教授 小中村義象先生 合著

大鏡詳解

總ノロ 全壹冊 定價金壹圓六拾錢
 分本 全四冊 小冊目録拾貳錢以上廿四錢
 花、鳥の巻各五錢 郵稅各六錢
 風、月の巻各四拾錢 郵稅各六錢

國文の源流たるや、流轉難なるも、浮華難弱に陥り易きにあり。獨り大鏡は然らず、雄渾莊重の筆にて藤原氏全盛時代の内幕を
 忌憚なく書き現はしたるものなれば、苟も國史國文に志あるもの、必讀すべき書也。然れども字句事實の解し難きは學者の困しむ
 處。本書は落合小中村の兩先生が該博なる學識を以て、之を精細に註釋せられたるものなれば、斯道の士必ず坐右に具ふ可き也。

故文學博士 小中村清炬先生校閱
 和田英松 佐藤球兩先生著

增鏡詳解

和裝全三冊 每冊 定價金四拾五錢
 美本全三冊 每冊 郵稅金六錢

增鏡は、所謂三鏡の一にして、文章雅健、記事正確、以て國文國史研究者の必讀すべき書なるに俾らず。古來註釋なきは、學者
 の大に遺憾せざる所也。本書は、此欠を補はむため、和田佐藤兩先生が多年の苦心を、故小中村文學博士の懇篤なる校閱に成り
 たるものにて、解釋の詳密、考証の確實なるは、稀に見る所の者、希くは、斯道の士、幸に御愛讀あらむことを。

在大學院文學士 鹽井正男先生著

新古今和歌集詳解

和裝 全六冊 每冊 定價金卅五錢郵稅金六錢
 美本 全六冊 每冊 定價金卅五錢郵稅金六錢
 一巻既刊二巻二月中出來以下續刊

和歌は、優麗なる我國人が心情の美術品にて、誠に我が文學の花なり。而して、新古今集の時代は最も隆盛進歩を極めて、よく國
 運巧妙に、よく優麗風致ありて、實に其蘊奥を盡し其の美妙を極めれば、心あらむ人、殊に文界にある人は、必ず此の集を味は
 ざるべからず。されど、未だ此の集を親切に解釋せる良書なき故に、人多く其美を味ふを得ず。著者は、こゝに感ひ立ちて新に此の
 詳解を著し毎首の意義詞遣ひを詳細懇切に解釋せられ、且つ其の妙所々々の評論をも添へられぬ。著者が歌道の名は世の知らるゝ
 所本院の聲言を要せざるべし。

第一高等學校教授 落合直文先生編 文部省檢定済

●中等國文讀本

和裝 全四冊 定價 卷一、二 各貳拾錢
上製 價 卷三、四 各廿貳錢

第一高等學校教授 落合直文先生編 文部省檢定出願中

●中等國文讀本

和裝 全十冊 定價 卷一、二 各貳拾錢
上製 價 卷三、四、五、六 各廿貳錢
卷七、八、九、十 各廿五錢

今日、國文教科書として世に流布せる者、多くは編輯體的にして、編輯體的の者は極めて稀なり。否、編輯體的等は、編者の最も留意する所、只、真に教育的に編輯順序したるものなきなり。本書は落合先生が、教育的懸念と文學的鑑識を以て、主に分量程度を辨り、性質材料を撰び、最も順序系統を正して編次せられたるものなり。而して其の一二の卷には、直に今日の普通國文を收め、其の三四五六の卷には、精選りて徳川時代の文章を取り、其の七八九十の卷、即ち四年五年兩級に課すべきものに至りては、更に進みて神皇正統記、吉野拾遺、太平記、保元物語、平治物語、源平盛衰記、さては徒然草、方丈記、十六夜日記、土佐源盛、大鏡、増鏡、榮花物語等より採萃せり。蓋し、觀念思想に基き、難易古今を撰び、且、連絡關係に務め、全く教育的に採擇せるなり。尙ほ一面より云へば、外形には流暢、華麗、雄渾、莊重等の各文藝を具へ、内容には倫理、教育、歴史、博物等の諸學科の含み、知識、道徳の材料、調査作文の軌範を完備せり。是れ本書が獨り教育的に編輯せられたりとする所以、真に國文教科書の目的に適へり云ふべし。されば發刊當初より府下は勿論、各地の尋常中學校、尋常師範學校、高等女學校等より、續々採用の榮を蒙れり。

◎中等國文讀本參考書 第一集

全壹冊 定價 金拾五錢 郵稅 金四錢

第一高等學校教授 落合直文先生著

●日本大文典

背皮製全壹冊定價壹圓七拾五錢
小包料百里迄拾貳錢以上廿四錢

世に文法を學ぶべき書、多しと雖も、小づれも完全ならざるは、世人の認むる所なり。落合先生常にその歎せられしが、幾多の春秋を経て、刻苦研鑽、遂に本書を著せられたり。古今の文法書を參考して、その精を採り、その神をとりられたるは勿論、その編纂の精確詳密なるは、古今未だの考案多きは實に本書の特色なり。

錦城學校講師 大久保利雄先生著 文部省檢定出願中

●日本中文典

全二冊 定價 貳拾五錢 郵稅 四錢
續編 定價 三拾五錢 郵稅 六錢

近來日本文典の著多しと雖も、雙編其度を得ず、以て中學程度諸子の指導たるもの甚だ稀なり。本書は、著者が考案と、多年實地授業の経験とに因てなりたるものにて、正編に於ては、初學者と雖も通曉し易き様、文典の全体に付き簡單に説明を與へ、續編に於ては、必要なる部分を選びて詳説し、且つ各編終りに應用問題を掲げ、以て練習に便ならしむる等は本書の特色なりとす。されば中學程度の教科書には勿論、高等學校入學試験、教員檢定試験等、受験者には最も適切なるものなり。

文部省檢定済

學習院教授 關根正直先生著 金子元臣先生編

●徒然草讀本

大和綴 全一冊 定價 金拾八錢
美本 郵稅 金四錢

高等師範學校教授 島山健先生著 金子元臣先生編

●神皇正統記讀本

大和綴 全一冊 定價 金參拾錢
美本 郵稅 金六錢

徒然草、神皇正統記は、共に廣く教科書として、用ゐらるゝも、まゝ不適當の箇所あるは、大に遺憾とする所也。されば、こゝに、専ら教科用に供せむため、神道、佛教及男女間の關係を脱ける等 unnecessary の部分を削り、文法、假名遣、送假名等の誤を訂正し、以て此讀本を編纂したれば、中等程度の教科書として適當なるべきは勿論、にして、**今回兩書とも文部省の檢定済となりたり。思ふに徒然草の檢定済となりたるは、本書實に嚆矢なるべし。**

關根正直先生著 金子元臣先生著

◎徒然草讀本解釋

定價 金五錢 郵稅 四錢

◎神皇正統記讀本解釋

近刊

北城尋常中學校校長
今泉定介先生撰

保元物語讀本

訂正 全一冊 定價金拾五錢
三版 郵稅金四錢

平治物語讀本

訂正 全一冊 定價金拾五錢
再版 郵稅金四錢

太平記讀本

訂正 全一冊 定價金三拾錢
再版 郵稅金六錢

漢文を用ひずして、よく漢文の莊重なうつし、國文を用ひて、よく國文の優美を達し、雄渾流暢二つながら具ふるものは、戰記文なり。而も其記事は悲壯勇烈、歴史上の事蹟なれば、國文の模範となり、歴史を知り、併せて、精神鼓舞の資となるもの也。本院茲に、斯學に精通せらるる今泉先生に請うて、假名遣 送假名等を訂正して、此種の讀本を出版することにはなしぬ。而して、別冊詳細なる解釋のあるれば、初學者と雖も、一讀理解するに難からざる可し。

今泉定介先生著

◎保元平治物語讀本解釋 定價拾錢 郵稅四錢

◎太平記讀本解釋 近刊

第一高等中學校教授
落合直文先生撰

十六夜日記讀本

訂正 全一冊 定價金八錢
四版 郵稅各四錢

竹取物語讀本

訂正 全一冊 定價金拾五錢
再版 郵稅四錢

土佐日記讀本

訂正 全一冊 定價金八錢
四版 郵稅各四錢

方丈記讀本

訂正 全一冊 定價金三錢
再版 郵稅各四錢

本書は、從來ありなかつたものゝ爲り、著者本人を以て、送り假名遣、假名遣等を訂正し、且つ、註釋等を加へ、又、讀本等に鑑みしものなれば、教科書には最も適當なりとの好評を得て、各府縣採用せざる地無き也。且つ、是等及國學者のためには、別に詳細周到なる註釋を附録したる者あり。

高等師範學校教授 畠山健先生著

萬葉集通釋

全十冊 印刷中

城北尋常中學校長 今泉定介先生校
學習院 講師 鳥野幸次先生著

中學國史

訂正 全二冊 定價上卷金貳拾錢 郵稅各四錢
三版 下卷金廿五錢

中學校用日本歴史の著多しと雖も、概して高尙繁雜、以て上級生の教科書には適すべし、下級生に用ひ難きは世の觀むるところ也。殊に中學校令改正以來、高等小學校の二年を終りて直ちに入學し來れるが如き學生に與ひては、其不適當なるや言を俟たず。本書は著者が経験により、善く其程度を計り、文章は平易簡明を旨とし、而も國史上の事實を網羅して、遠き、れば中學程度初級の教科書として、尤も適切なるを信する也。

第一高等學校教授小中村義象先生閱
東京女學館講師國分操子先生編

今昔物語讀本

訂正 全一冊 定價金貳拾五錢
再版 郵稅金六錢

落合直文 小中村義象兩先生閱

大鏡讀本

訂正 全四冊 定價花鳥各金拾八錢 郵稅各四錢
再版 價風月各金二拾錢

故文科大學教授文學博士 小中村清輝先生著

歌舞音樂畧史

和裝 全二冊 定價 金七拾錢
再版 郵稅 六錢

故小中村博士が史學考證の事に精通せられたるは、公論の存する所。この書、我神代の歌舞音樂よりして、徳川氏時代歌謡伎、淨瑠璃、小唄、長唄、三弦、鼓弓の類に至るまで、其事實、起原沿革等を細叙して、剩されたものなく、數十卷の圖書を附して、一々讀者の知解を、記帳に便ならしめられたれば、直接歌舞伎音樂に關係ある人は勿論、何人々も、必ず一木を讀し購はざる可からざる珍貴也

伯爵藤安房先生 田口卯吉先生題字 櫻井一義氏著

太田道灌

全一冊 上製 金三拾錢
並製 金廿五錢 郵稅各四錢

江戸の開拓者道灌傳成る。史料は、勝伯、田口卯吉、島野藤吾(子爵太田家舊家扶)等の諸先生より得たるを以て、考証正確、行文極めて簡明也。如之道灌の抱負及文武の才幹を世に紹介せんを欲し、其遺稿、遺墨、我宿草、平安紀行、花月百首等を附録せり。若し夫れ之を一讀せば、偉人たるを知るのみならず、文人武夫の儀範とするに足るべし。

正三位黒田侯爵題歌 理學士和田雄治君序文
萩の家主人 落合直文先生著
〔野中至君夫妻石版付保及富士山絶頂創製觀測所寫石版入〕

たかねの雪

全一冊 定價 金二拾五錢
郵稅 金六錢

野中至氏が、生命財產を犠牲にして、富士山頂に越年を企てたるに、妻子代子氏と共に登山、その業を助けたるは、當時、天下の耳目を聳動せり。此書、落合先生が、例の流麗なる筆にて其事蹟を詳記したるもの。青年者、其を讀まば、以て試行的の勇氣を鼓舞すべく、妙齡の婦女は、以て貞操の念を深くすべく、小學の兒童には、こゝなき立志書となり、文人學者には、作文練習の助となるべし。そも、又、高麗氣象觀測の結果は、學術界に如何、農工商等にも、大なる關係を有すべし、廣く其邊の人々の幸福なるべし也。且つ、落合先生が、小夜曲を題する如歌數十首及銀鈴の響き千代子君の書體等を附録せり。

序文 正三位黒田侯爵 井上哲次郎君 大田 正 臣 題
落合直文君 落合直文君 小中村清輝君 正岡 子規君
題字 朝野内閣大臣 倉吉吉吉君 鐵幹 與謝野寛君著
朝鮮前軍部大臣 趙義淵君

東西南北

訂正 全一冊 定價 金貳拾錢
五版 郵稅 四錢

附録には、諸新聞雜誌の批評數十頁を添ふ

「著者曩に朝鮮より歸つて、本書を公にせらる。著者が短歌と新体詩と收めて此中にあり。思ふに本書前後、新体詩集の發行なきにあらすといへども、本書の如く世に歡迎せられたるものはあらざるべし。是れ著者が新道に於ける非凡の技能を有すればなり。

朝鮮大院君題字 與謝野鐵幹君著

天地玄黄

全一冊 定價 貳拾錢
版四 郵稅 四錢

「東西南北」以後の作を集めて「天地玄黄」と題す。「東西南北」を讀み給へる諸君は、又本書を一讀し給はざる可からず。著者が短歌と新体詩とに於ける技能に至れば、世既に定論のあるありて、多く言ふを要せず。本書の成らむとするや、朝鮮雲峴宮の老雄大院君、特に著者のために「詩境」の二字を題して寵贈せらる。君の書、龍蛇飛動し、滿紙ために麗きの概あり。石版に縮寫して、卷首に掲げたるもの即ち是なり。四版に際し、江湖の評言數十頁を添ふ。

無名氏著

代々の面影

新集 全一冊 定價 金廿錢
詩集 郵稅 金四錢

青崖山人國分高胤先生著

詩董狐

評林 全一冊 定價 金廿錢
第一集 郵稅 四錢

一、托して時事を諷刺したるは、近代實に青屋先生を以て嚆矢とす。其直言危筆權豪に屈せず、以て天下の耳目を聳動し、以て一世の人心を警醒せしは、江湖の普く知る所今茲に贅せず、八九年來、政治の變遷、歴々陳すべし。稱して明治の詩史と云ふも可なり。第一集は明治廿一年七月盤梯山の噴火に始まり、廿二年二月十一日憲法發布式に終る、第二集は日本新聞の創刊に始まり條約改正の慶賀に終る、第三集以下續刊す。

伊藤侯題字。矢土山先生序文。落合直文先生序文。本田種竹先生題詞。森槐南先生題詞。末松有輝博士題詞。國分有屋先生題詞。

宮崎宣政先生著

晴瀾焚詩 附錄 全一冊 定價金三拾錢 郵稅金四錢

晴瀾先生の詩が才氣を以て勝り、詩風を以て目せらるゝは人の知る處。本書收むる處、百數十首に過ぎずと雖も、才氣縱橫、得意の妖怪体、鬼氣人を驚ひ、附錄李白傳は、先生が奔馬空を行くの大作になる。題辭、題詞、序文ありて一層の光彩を加へたり。

新聲社編纂

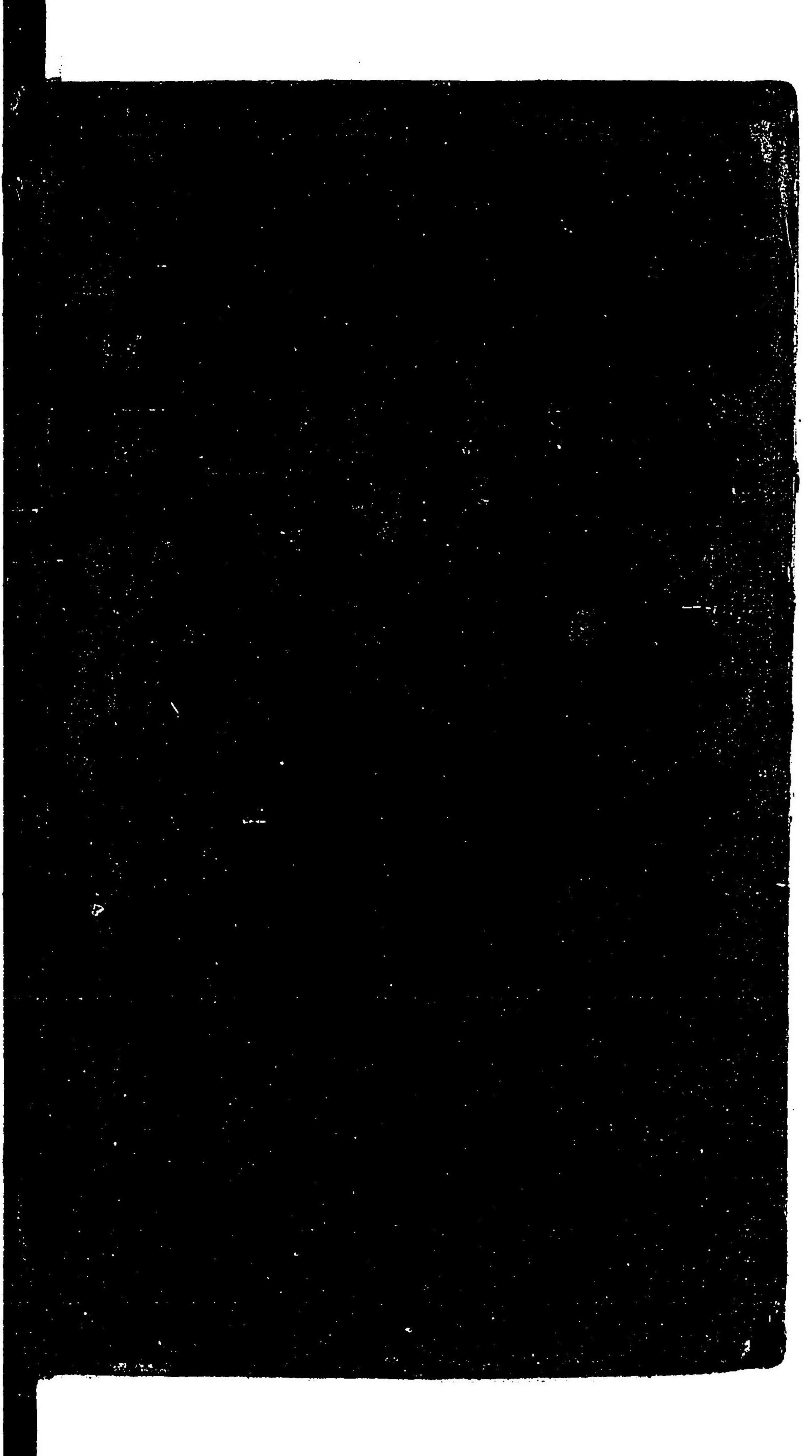
明治青年文叢 全一冊 定價金拾錢 郵稅金貳錢

附錄 名家美文集

本書は江湖青年諸子の餘心瀟灑より出でたる文章の中、麗澤最も佳にして作文の模範となる可き者數十篇を選び、更に斯道大家の嚴密なる檢閲を経たる者なり。何れも辭句流麗にして玉の如く、文意斬新にして奇拔。麗麗なるは春花の如く、清楚なるは秋月に似たり。眞に是れ青年文壇の偉觀と云ふ可し。附錄には『名家美文集』あり文學士大町桂月文學士武島羽衣文學士佐々藤雪其他第一流の名家の傑作を輯めたるものなれば文章研磨の良師友なるを、茲に嚆矢を要せざるなり。

發行所 東京神田三河町 明治書院

108
3
129



108
3
1291

增
訂
解

